

翻 訳

イエーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872－92年②)

平 田 公 夫

103. An Frau Auguste von Littrow=Bischoff.

Interlaken, 28. August 1877.

敬愛するご夫人であり友である人！

貴女から朗報の多い手紙をたった今、ここインターラーケンで受け取るなんて、貴女はなんと素晴らしいサプライズをもたらしてくれたことでしょう。その手紙を受け取る私は他人がとてもうらやむような状況にあります。たとえて言えば、私の目の前には堂々たる同伴者たちを連れた乙女がとても愛らしい姿で立っていて、あたかも彼らが私の部屋に入って来ようとしているかのように、すぐ近くに、きわめてはっきりと見え、しかも、そのときの空はとても青く喜びにあふれ微笑んでいて、いつもなら丸くイタリアの上にかかかっていないような、そんな空です。貴女の手紙と一緒に妻からの手紙が届きました。私は妻の健康状態がどうなのかと心配していましたが、その手紙によって、それも払拭されたと確信しました。そして、貴女が手紙に書いてくださった最良の知らせのお蔭で、私の心は喜びであふれんばかりです——どの知らせも、等しくお祝いを言うだけの価値あるものです。もしも貴女の手紙が良くない知らせをもたらすものであったならば、すぐにも筆をとって貴女に手紙を書くことはしなかったでしょう。喜びに満ちた気分の中にいる私からすれば、自分に無理強いしてまで貴女に手紙を書くことはできなかったでしょうから。しかし、届いた知らせと私の現在の気分とはぴったり一致していますので、貴女の傍にいるつもりになって、その知らせを受け取ったときに感じた歓喜の気持ちをお伝えできるならば、私自身の今の嬉しさもさらに増大するというものです。数ヵ月前に私たちの幸福の水平線上に立ち現われていた雲が、これほど早く吹き飛ばされるなんて、私たち2人はなんと幸せなことでしょうか！ 心の中が雲に覆われていたときには、私たちの頭上の空もまったくどれほど違ったものに見えたことか。先行きの確信も生きる喜びもそれらすべてが私から失われていた年の初めには、私の上にかかっていた雲の塊がいかに重苦しく陰鬱なものであったかを考えてみれば、今の自分は果たして同一の人間なのか、と驚嘆の思いで自問してしまいます——私には自分がとても変ってしまったように思われます——あ

の当時と今現在を生きているのは、2人の別々の人間であるように思えるのです！ 私は、人間の中にあるしなやかさを称える讃歌を歌いたい気分です——いづれにしても、私と同じように、そのしなやかさから大いなるお蔭を蒙った幸福な人びとを称えてあげたい。

もう1度ウナギのことを話題に取り上げなければならないと貴女が考えておられたことを知って、私は恥ずかしい限りです。私の知るところでは、貴女を思い出すすやがとなる、このちょっと散文的で脂のしたたる物を、貴女はまったく必要以上に褒めちぎっておられました。貴女が覚えておられるソースは、まさしく料理法の巨匠の作品です。本物のフランス人コックというものは、革製の手袋さえも、それが珍味になるように調理する術を心得ていると言われます。そして、私が聞かせてもらったところによれば、あるフランスの料理理論家は、自分のソース理論のモットーとして次の標語を選んだと言われます。すなわち、「こんなソースで自分の父親を食べられたらなあ！」⁽¹⁾と。これに関連して——当然、台所で準備されるソースのこののみを考えているわけではありません——私たちはフランス人からまだ多くのことを学ばなければなりません。とりわけ、私たち学者は——私たちが提供するものは、しばしば単なる革製の手袋以外の何物でもありません！ 貴女の目からすれば、私が必ずしも学識ある皮革工場主の仲間の一員ではないことは、貴女が私を「ローマ法の移り気な代理人」と呼んでおられることから推察できます。なおいっそう多くのことをローマ法から得られさえしたらなあ！ 残念ながら、その移り気であるという側面は、今ではあまりにも鈍重になりすぎています〔現在59歳〕。私がもう30歳若かったらいいのになあ、かつ、そのときウィーンにいたらなあ！ その場合には、たしかにあんなにあっさりと立ち去りはしなかったでしょう！

貴女に白状していいのかどうか、判断がつき兼ねますが、貴女の手紙が届いたとき、私はある文学作品を読んでいました。すなわち、E. クーの『ヘッベル伝記』の第2巻⁽²⁾です！ 私がその本に非常に強く引きつけられたと貴女に白状したなら、貴女はどれほど額にしわを寄せられることでしょうか——あるいは、引きつけられたと言うのでは、あまりに物足りなさすぎます。心をつかまれ、揺さぶられたのです。私は深い同情の気持ちから抜け出せません。この本はとても心を打つ類の文学的な關病物語です。それは私自身の物語となり得たかも知れません——もし慈悲深い運命のお蔭でより幸福な状況にならなかったならば、また、もし私の能力がヘッベルのそれに匹敵していたならば、そうになっていたでしょう。私なら、彼とまったく同じような気難しい人間になっていたでしょう、ただ彼ほどひどくないだけです。私が彼との個人的なつき合いの中で抱いていた、その男の方が自分よりもはるかに優れているという気持ちは、今でもなお持っています⁽³⁾——私の目の前で解剖台の上に載せられ、切り開かれているような彼を見ている今でもそうです。もしも幸運の女神によって、その男が別の境遇に生まれていたならば、彼はひとかどの男になり得ていたでしょうに！ 彼は出生の呪いを全生涯にわたって引きずってきたのです。

モルトケ⁽⁴⁾の書簡集のことは、私はまだ知りませんが、貴女の紹介によりそれが来るのに任せましょう。貴女はヘルプストの『フォス伝記』⁽⁵⁾を気に留められましたか？ 卓越した文章で、ドイツ語文体論のお手本です。頑固なフォスは貴女のお気に召さないでしょ

う——がしかし、私が彼に興味関心を引かれるのは、私自身の中に生きている、粗野なニーダーザクセン人の気質の一端を彼のなかに再確認するからです。フォス、ヘッベル、歴史家のシュロッサー⁽⁶⁾(彼の最近出版された伝記はあまりお勧めできません)、ニープール⁽⁷⁾、彼らはノルト・ゼー〔北海〕とオスト・ゼー〔バルト海〕沿岸の荒涼としたわが地方に姿を見せる人物たちです、そして、私自身、残念ながら彼らと同類であることを否定できません。——オーストリアの地では、そのような野性的な戦士のような性質をもった人物は生まれて来ません。そして、貴女の祖国はこのことを残念に思う必要はありません！ そのような粗野な連中に生涯にわたって心を寄せていると、何と言われるか、私には分かっています！ それゆえ、私はウィーンにも行きませんし、ベルリンにも行きません。そのような男は、ヴェストファーレン人のように、孤立した場所に住みついていなければなりません——せいぜいのところ彼に許されるのは、インターラーケン、イタリア、ウィーンへちょっと旅するだけです！

敬具

貴女の北ドイツの戦士であり友である者

R. v. イェーリング

〔訳者付言〕

本誌における前回のイェーリング書簡集の翻訳(1)～(3)掲載は、第67巻第2号(2017年12月)、第68巻第1号(2018年9月)、第2号(2018年12月)であり、長きにわたる中断をまずお詫びいたします。再開に当たり、訳出上の留意点を1、2付け加えておきます。1つは、原著では改行のない箇所においても、話題の転換となっているところでは改行を施したことである。2つには、人名や書名も含め、原語の併記はできる限り控えたことである(ただし、ラテン語は併記した。イェーリングがこのようなところで使用していることを知るために)。3つには、原文では完全な文章であるにもかかわらず、ピリオドで終わらせず、コンマで並列的に書き続けている箇所がかなりあるが、訳文上では適宜、句点で区切った。いずれも読み易さを優先した結果である。なお幾人かの人名については、調査が及ばず、その生年・没年、職業など履歴が不明のままになっている者も残っていることはご海容ください。なお、登場人物の略歴等については、主として、Gerd Kleinheyder, Jan Schröder(Hrsg.), *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten*, 4. Aufl., Heidelberg 1996(旧版“*Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten*”の邦訳として、小林孝輔監訳『ドイツ法学者事典』(学陽書房、昭和58年)がある)、Michael Stolleis(Hrsg.), *Juristen. Ein biographisches Lexikon von der Antike bis zum 20. Jahrhundert*, München 1995の他、NDB, ADBの記述に従った。

〔訳注〕

- (1) この標語は、彼の著書“*Scherz und Ernst in der Jurisprudenz*”, Darmstadt 1975(Unveränderter Neudruck der 13. Auflage, Leipzig 1924) S.124(『法学における冗談と真面目』(眞田芳憲・矢澤久純訳、中央大学出版部、2009年)120頁)において、同じ言い回しで使われている。ただ後者においては、ローマ法史を扱う場合、そのような人工的な加工は不必要である、という文脈に置かれている点が、この手紙のケースとは異なっている。

- (2) Emil Kuh, *Biographie Friedrich Hebbels*, 2 Bde., 1877.

Friedrich Hebbel (1813–1863) : ドイツの劇作家、叙情詩人。貧しいレンガ積職人の父と靴職人の娘である母との間でホルシュタイン地方の北海沿いの町ヴェッセルブーレンに生まれ、北ドイツの詩人とされる。14歳のときに父が死亡し、より一層の貧窮生活を強いられる。1836年奨学金

を得てハイデルベルクで法学の聴講生となるも、9月にはゲーレスとシェリングの講義を聴くためにミュンヘンに向けて徒歩旅行を開始し、同月末にミュンヘンに至る。1839年にはハンブルクに帰り、エリーゼ・レンジングと同棲生活に入り、2人の子どもももうけるが、結局、彼は彼女を捨てることになる。1845年以来ウィーンに住み、ブルク劇場の女優クリスチーネ・エンクハウスと結婚し、以後の生活は平穏なものとなる。彼女の尽力でエリーゼとも和解する。ヘッベルは社会や政治には常に関与する姿勢を示した。3月革命を歓迎するも、穏健な自由主義と立憲君主制を支持する。フランクフルト国民議会に立候補するが落選。ラディカルな民主主義の要求には常に懐疑的であった。作品の中では、その時代の社会的問題をテーマとし、悲劇的で運命的な出来事の連鎖を描く。主な作品として、『ユーディット』(1839年)、『ヘロデスとマリムネ』(1850年)、『アグネス・ペルナウエル』(1855年)、『ギュゲスとその指輪』(1856年)などがある。

- (3) イェーリングとヘッベルとの間には、以下のような交流関係があった。イェーリングは、1836年5月にハイデルベルク大学に学生登録をしているが、その当時は法学よりも作家になる夢を追っていた。同時期にヘッベルもまた同大学に聴講生として在籍していたが、深い接触はなく、また上述のごとく(訳注②)、ヘッベルはすぐに旅立ってしまう。翌1837年イェーリングがミュンヘンに移った際にヘッベルと再会し、彼の感化の下、法学の講義を放り出し、ユーモア作家になろうと文学草稿の執筆に精を出すのである。しかし、家族の強い反対により、同年後半にはゲッティンゲンに移る。その地で1839年に、ハンブルクに帰る途中のヘッベルがイェーリングを訪ねて来て再び会うことになるが、その時の彼は浮浪者同然の貧しい姿であった(その折り、イェーリングはヘッベルに旅費などの支援をしている)。イェーリングは、小説家になることの代償は悲惨な貧乏であると悟り、以後、法学の勉強に邁進することになる。

- (4) Moltke, Helmuth Graf von (1800-1891): ドイツの軍人。父はデンマークの将官、母はプロイセン婦人。メクレンブルクのバルヒムに生まれる。デンマークの幼年学校で学び士官となり、次いでプロイセンの軍務に入る。近東での勤務後、1840年参謀部勤めとなり、後に参謀総長となる(1855-88年)。対デンマーク戦争(1864年)、普墺戦争(1866年)、普仏戦争(1870-71年)を指揮し、優秀な戦術家・戦略家の素質を発揮する。軍事上の理由からビスマルクとはしばしば抗争したが、政治的野心はなかった。寡欲、謙虚、寡黙であったため、「偉大な沈黙者」と呼ばれた。多くの軍事的著書と書簡集が公刊されている。全集: Gesammelte Schriften, 8 Bde., 1891-93および書簡集: Briefe, 2 Bde., 1922がある。ただし、書簡集については、Briefe an die Braut und Frau, 2 Bde., 1877もあり、本文ではこの書簡集のことが言及されていると思われる。

- (5) Wilhelm Herbst, Johann Heinrich Voß, 2 Bde., Leipzig 1872-1876.

Johann Heinrich Voß (1751-1826): ドイツの牧歌詩人、ギリシア・ローマ古典の翻訳家。1751年2月20日メクレンブルク-シュヴェーリンのヴァーレン近郊のゾンマースドルフに生まれる。祖父は解放職人。父は小作人だったが、1751年夏には小都市ペンツリンに移り、税関吏、酒場の主人としてまずまずの生活を送っていた。しかし、7年戦争(1856-63年)の煽りを受け極貧状態に陥る。年少の兄弟姉妹は幼くして次々と亡くなる。すでにして無鉄砲で野性的、強情で情け容赦のない少年だったと言われる。1759-65年、ペンツリン市立学校に通うなかでギリシア語、ラテン語を修得する。1772年4月ゲッティンゲン大学に進み、神学(1年で放棄)と文献学を修める。ギリシア語、ラテン語に加え、近代諸国語にも向かうとともに、若き詩人たちの集まりに入り、ハイン・ブント派に属す。1777年フレンスブルクでエルネスティーネと結婚式を挙げ、ヴァンツベックに居を構える。その後、ギリシア・ローマの古典の翻訳にも力を尽くすとともに、北ドイツの農民生活を描いた『70回目の誕生日』(1780年)や『ルイーゼ』(1785年)などの田園詩・牧歌を発表する。とりわけホメロスの作品のドイツ語翻訳は極めて高い評価を受けている。ホメロス『オデュッセイア』(1781-93年)、『イリアス』(1793年)。その他ウエルギリウス『農耕詩』(1799年)、オウィディウス『変身物語』(1798年)など、多数ある。1782年、学校長として新たなホルシュタインの故郷となるオイティンに移る。一方、フランス革命を支持する作品『新フランス人の歌』(1792年)や『ドイツ人の歌』(1793年)などの讃歌も発表する。彼の詩作の、とくに後年のその核には、民主主義的-合理主義的信条が据えられ、また、宗教面では反カトリッ

ク主義に至る。1802年に長男・次男の学んでいたイエナに移住し、1805年にはバーデン政府の招きでハイデルベルク大学に赴任する。この地ではロマン主義者の詩形式やカトリック的傾向を非難する毒舌めいた論評を新聞紙上に発表したため、多くの教授たちから嫌われ、味方となる教授はごく僅かだった。その1人に歴史家のシュロッサー（次注、参照）や合理主義的な神学者のパウルスがいた。1826年3月29日卒中発作で急逝し、ハイデルベルクに埋葬される。

- (6) Schlosser, Friedrich Christoph (1776-1861) : 歴史家。イエーリングの生地アウリッヒに近い、オスト・フリースラントのイエーファーに生まれる。Nr.100・訳注(2)、既出。
- (7) Niebuhr, Barthold Georg (1776-1831) : ドイツの古代史家、政治家。1776年8月27日、コペンハーゲンにてデンマーク国軍に属する有名な探検家の息子として生まれる。1794-96年キール大学に学び、イギリスに留学後、デンマークの官吏となり、次いでプロイセンの枢密顧問官（1806-10年）として財政の建て直しに尽力する。ベルリン大学の創設とともにローマ史の講座を担当し、解放戦争（1813-14年）に際しては大いにプロイセンの立場を擁護した。教皇庁駐在のプロイセン公使としてイタリアに赴任し（1816-23年）、ガイウスの『法学提要』やキケロやリウィウスの断片を発見するなど文献学的研究を深めた。1825年以降ボン大学の教授としてローマ史を担当するとともに、『古代研究誌』(Rheinisches Museum)を発行する。肺炎に罹り1831年1月2日にボンにて急逝する。彼の主著『ローマ史』(Römische Geschichte) (Bd.1-2, 1811-12, Bd.3, 1832) は、近代の批判的歴史学の起点となり、ランケやサヴィニーに影響を及ぼした。ニーブールについてのより詳細な記述は、児玉寛「歴史家ニーブール（1776-1831）の経歴・家系・著作についてなど」、『龍谷法学』第51巻第3号（2019年）所収、787頁以下に見られる。

104. An Oskar Bülow.

Göttingen, 2. November 1877.

わが親愛なるビューロ！

もうずっと前から待ち望んでいた君の手紙を読んで、大いに心がかき乱されました——まもなく決断を下すと予告されていたからではありません——それについては、僕はもうずっと前から心の準備ができていました——そうではなく、今回もまたゲオルギア・アウグスタ (Georgia Augusta) [ゲッティンゲン大学] の利益を優先する、その煮え切らないやり方がそこに書かれていたからです。われわれ並びに大学の事務局長の側からは、君の招聘が緊急案件であることをとりたてて強調するための行動は何も取らなかった。しかし、そんなことをして何になろう。G. [?] がわれわれに好意をもっていないのは明らかだからだ。われわれの学部報告も、ヴァルンシュテット事務局長報告も、君には3000ライヒスマルク以下を提示してはいけなく、と注意を促してきた。そして、大臣は君にこの総額を与えることを決して拒んではいなかった、と僕もまた思っている。しかし、友人の G. は、君をもっと安く手に入れることができないものかどうか、とまず1度は試みている。——おそらくそれには、確定的な提案をすることによって、テュービンゲンでの地位を改善するチャンスを君に作ってやりたくはない、という思惑もまた同時に働いていたのかも知れない。

しかし、いずれにしても、君自身が3000ライヒスマルクを要求すれば、躊躇なくこの金額が与えられること、もしくは、君が自分にふさわしい俸給でなら、招聘を受諾する用意があると説明すれば、君にはこの俸給が与えられることになるのは疑問の余地のないもの、と僕は思っている。僕の考えでは、君は返事を出した方がいい。つまり、君が所望されているならば、君にはいろいろな条件が提示されて欲しいものだが、君の側で、拒絶の返答に身をさらすなんてことにはなって欲しくない。招聘に際しては、俸給の提案をするのは招聘する側であって、招聘するべき側ではないのが従来からのやり方であつたろうし、また、君にはそこから去る理由など1つもないだろうからね。

君の他にもう1人のロマンストが招聘される予定です。そして、学部の意図は、この招聘に際して、君の意見が君の望みとともに聞かれるべきだということです。今までで最も好意的な雰囲気はフライブルクのハルトマン⁽¹⁾ に対してのものです。第3のロマンストの招聘はローマ法に対する君の負担軽減になるはずですから、その結果、君は講義活動の程度を今と同じレベルに自分自身で決定できるでしょう。われわれが君の場合にとくに力点を置いているのは、訴訟法と訴訟法演習です。それらのための土台を君はここで見出すでしょうし、それはどこの大学にもあるようなものではありません。なお、ハルトマンは同じ講義で50人までの受講者を持っていました。1人40マルクの支払いですから、したがって2000マルクを手にしていて、と僕は思っています。訴訟法では君はそれより多い受講者を当てにできます、受講料をいくらにするかの決定は君次第です、僕の場合は時間当たり

4 マルクです。

君のゲッティンゲンでの収入が、テュービンゲンよりも減少するだろうということはまったくあり得ない、と僕は思う。君の生活状況は良くなる公算の方が大きいだろう。というのは、君の招聘によってわが大学の学生数はきつともっと増えるからです。

親愛なる友よ、これは、君が今解決しなければならない、まじめで重大な問題です。テュービンゲンの方に賛成する理由は、僕がそれについて付け加える必要がないほど、きわめて明白です。しかし、ゲッティンゲンの方に賛成だと、僕が考える決定的な理由は何かということについて、君の心に訴えることをもう1度許してもらわなければなりません。その理由とは、すなわち、ゲッティンゲンにいた方がテュービンゲンにいたよりも多くのものが君から生まれる、ということです。君のテュービンゲンでの立場は、それがいかに快適なものであろうとも、君がなし得ること、かつ、なすべきことを君から生じさせるには、その妨げとなります。君はそれを認めないだろうが、僕はそう確信しています。僕の場合、人生において何度も、快適さと居心地の良さを自分の立場のために犠牲にし、それと引き換えにあまり快適でないものを手にしてきましたが、しかし、そのようなもの、僕の考えでは、自分の学問人としての面にとってはより有益なものでした。ギーセンへの招聘を受けたときのキールがそうでした。キールでは、僕は妻の親戚縁者の輪の中にどっぷりつかっていて、とても快適な生活をしていましたが、しかし、その快適さは学問を妨げるものだと感じていました。それゆえ、僕は自分をキールに縛り付けている絆を断ち切り、退屈なギーセンへと赴いたのです。僕がウィーンでゲッティンゲンへの招聘を受けたときも、同じことをしました——僕はある方面においては非常に多くのものを失いましたが、学問の点では多くのものを勝ち得たのです。そして、僕をゲッティンゲンに引き留めたのは、結局のところ、学問のことを考えたからでした——ゲッティンゲンの静けさ、平穩さ、退屈さは、僕のような個性の持ち主には、ベルリンやライプツィヒの騒々しい生活やハイデルベルクでの享樂的な生活よりも、自分の学問的發展にとってはもっと促進的に働きました。テュービンゲンに留まるならば、君はゲッティンゲンよりも快適に暮らせます。しかし、僕たちのところに来るならば、君が世の中に対してなし得ること、かつ、なすべきこと、そうしたことを君は世の中に対して行うことになるでしょう。僕の傍らで、君はわが国一番の訴訟法学者となるに違いありません。ですから、そのためのお世話は僕にお任せあれ。僕は自分自身には快く休息を与えますが、君には同じような休息を許すつもりは毛頭ありません！ 君は今や、長年の思索の成果を集大成し、世の中に公表する時期となる年齢にあります〔ビューロはこの時ちょうど40歳〕。まさにそのために居所を変更すれば、それはとても君のためになるでしょう。新たな外的生活——新たな内的生活！僕はしばしばそのことをわが身で試して来ました。どの居所変更の場合も、僕にとっては新たな発破をかけられたも同然だった。そして、僕が現在の生活を文筆業の上に置かなかったとして、今でもベルリンやライプツィヒやハイデルベルクへの招聘があれば、それは講義人としての僕に新たな拍車をかけることになるだろう、ということについては確信しています。しかし、僕の主たる職業は今や文筆業です。そして世間が何と言おうとも、僕

41 イェーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872-92年②)

はそのことを否定するつもりはありません。数ヵ月後には、君はそこから1つの成果を手に入れているでしょう——そして、来年の終わりには、さらなる成果がもたらされているといいね。

以上が、この件に関する僕の意見です。そして、フランクリン⁽²⁾ もまったく同じ意見でした。つまり、彼の意見は、君はこの招聘を断ってはいけない、それによってテュービンゲンが蒙ることになる損失がいかに重大なものであろうとも、というものでした。人の人生には、より良き自分になるために重大な犠牲を払わなければならない状況というものがあります、それは年老いてから自分を責めないためです。それゆえ、わが親愛なる大切な友よ、君が人生のこの重大な転換点に際して、後から考えてみれば、もしかすると今と同じほど重要とはもはや思われえないような事由によって導かれるがままになる前に、もう1度よく考えてみて下さい。ゾフィー夫人が君の守護神でありますように！

君の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Hartmann, Gustav (1835-1894)：民法学者。1835年3月31日ブラウンシュヴァイクのヴェケルデに生まれる。1853年ゲッティンゲン大学に入学し、フランケ (Francke) とテール (Thöl) から大きな影響を受けた。1857年ドクターの学位を授与され、1860年 "Zur Lehre von den Erbverträgen und den gemeinschaftlichen Testamenten" により教授資格を得た。1864年正教授としてバーゼルに呼ばれ、その後1872年フライブルク、1878年ゲッティンゲンへと移る。その後1885年にテュービンゲンに招聘され、その地で死に至るまで活動した。1894年11月16日に死去する。1886年以降 "Archiv für die civilistische Praxis" の共同編集者を務めた。
- (2) Franklin, Otto von (1830-1905)：法史家。ドイツ私法、商法、手形法の教授をテュービンゲン大学で務める。1830年1月27日ベルリンに生まれ、1905年6月5日にテュービンゲンで亡くなる。

105. An Oskar Bülow.

Göttingen, 21. November 1877.

わが親愛なるビューロ！

君の前々回の手紙によって、僕はとても素晴らしい希望の1つを失ってしまった。——しかし、だからと言って僕は君を恨んでいるわけではない。君にはそうするより他なかったのだから。人が1通の招聘状を受け取り、そこから招聘者はその採用を重要視していないと読み取るならば、その人は招聘を断るし、それはその人自身に対する当然の責務です。そして、G. が君に出した招聘要請状がそのような類のものであったとすれば、彼は、君ならそれを受諾しないだろうと心の中で考えていたに違いない、——したがって、その招聘要請は真剣には考えられていなかったのだ。君を本気で望んでいたのならば、世間の目に対し、および、ヴェルテンベルク政府に対して招聘の受諾をもっともなことだと思わせ、かつ、是非とも君を獲得したいという意欲を感じ取らせるだけの高額な俸給が君には提示されなければならなかったはずだ。

君の手紙がどれほど僕の心を騒がせたことか、それについて君に言う必要はない。そのとき僕は、自分個人のこともむしろゲッティンゲンのことの方を考えていた——僕が何年来も抱き続けてきた素晴らしい希望を諦めなければならないことが、僕にとっていかに心痛めることであったとしても。そうではあるけれども、わが学部に対する思いの方が勝っていたのです。つまり、その思いとは、わが本省が学部の利益を見捨てた無責任なやり方に対する、この上なく激しい憤怒の念でした。君はわれわれを助けることのできる唯一の人だったし、本省はそのことを知っていた。そして、われわれは君の招聘をきわめて切実なものとして支持し、大学の事務局長は、君を獲得する見込みがあるのは、君に少なくとも3000ライヒスマルクの俸給を提供する場合のみである、と付言していた。それにもかかわらず、その俸給額はある額にまで引き下げられた。それについて、その額が君の現在の俸給をほんの少し上回るだけのものにすぎなかったこと、および、その結果として、君は礼儀上この招聘を受諾することはまったくできなかったこと、そのことは周知のことであつたに違いないし、実際、知っていたのだ。それがけしからんのだ！ われわれの意向に反対する本省のそのような雰囲気の下で、はじめなわが大学から何が生まれるというのか。そして、われわれは残念ながら、今ではもうすでにして、次のように言うことのできる十分な証拠を手にしています。すなわち、もはや個々のケースが問題なのではなくて、そのような雰囲気がずっと続くことが問題なのであり、また、大学の栄光を維持するうえで必要とされる犠牲をわが大学のためには払いたくないという反感が問題なのです。ゲッティンゲン大学はまさしく二流の大学になることでしょう！ もうすでにわれわれの不利になることばかりが起きているのです！ X. [?] を招聘したこと、僕をゲッティンゲンからベルリンへと追い払おうとしたこと、ゲッティンゲンに来るための条件を提示するよう、すでに要請されていたロイター⁽¹⁾ に対し、後になってまたしても断らせようと仕

向けたこと——われわれからリッチェル⁽²⁾を引き離そうとしたこと——ヴァクスムート⁽³⁾の死去——ハイデルベルクのシュルツを彼のそこでの俸給より400ライヒスマルク少ない額を提示して招聘したこと！もし僕にこれらのことが予感できていたならば、あの時、僕はきっとハイデルベルクへ行っていただろう。しかし、当時の僕はまだ、ゲッティンゲン大学のために何かをするというわが政府の善意を当てにしていた。今の僕には、自分が絶望的な状態にあるように見えます。だから、いくつかの学部においてハノーファー時代からの優れた人物の後任人事のたびに、安月給で間に合う大したことのない人物をそのポストにつけるのを見ても平気でいられるのです。

今何が起こらなければならないのか、僕には分かりません。礼儀にのっとって提案できるような訴訟法学者を僕は知りません。この件で同僚の1人からギーセンのゾイファート家の人々を示唆されました。僕は彼らについては詳しいことは何も知りませんが、しかし、僕の記憶によれば、彼らについては何1つ有益なことを聞いた覚えもありません。おそらく君ならもっといい情報を教えてくれるでしょう。そして、もし単刀直入に君自身の判断を——しかもできる限り即座に——僕に伝えたいと思っているならば、僕はそれを実行しなければならなくなるのだがね。われわれのうちの1人は、2度目になるが、今なら彼も来るだろうという理由から、フォン・パール⁽⁴⁾を提案しようと考えています。そのときには、目下イタリアにいるツィーバルト⁽⁵⁾がふたたび健康を快復すれば、われわれは3人の刑法学者をもつことになります！ローマ法のポストには、いずれにしてもハルトマン⁽⁶⁾がまず第1に提案されるでしょう。レーゲルスベルガー⁽⁷⁾は民事訴訟法を引き受ける気がありそうだろうか？その場合には、われわれは彼をハルトマンとともに提案することになるでしょうが。ともかく、もしその可能性があり得ると君が思うならば、1度彼に問い合わせせてみて下さい。だが、僕としてはそれをしたくありません。というのも、僕はその可能性があるとは思っていないからです。大学関係の用件など、もはやまったく気にかけないのが一番いいのだがなあ。

君の奥さんのためには、君の招聘案件がこのようにひっくり返ったことを、僕はただ喜んでます。たしかに彼女なら、君が来なければならなかったとしても、決してその邪魔はしなかったでしょう——しかし、そうなったのは彼女にとってはもっといいことです。彼女によろしくとお伝え下さい！

君はG. に書いた手紙の写しを僕にまた渡すと約束しましたが、それを忘れないで下さい。

僕はこれからすぐに学部の会議に出なければなりません。そこで今何をなすべきかが協議されるはずです。それに参加しなくても良ければいいのになあ！

君の

R. v. イェーリング

1枚目の油のシミをごめん。僕がそれに気づいたときには、もう1度最初から書き直すには、もう余りに多くを書きすぎていました——もしかすると運命はそれでもってこう言

いたかったのかもしれませんが。すなわち、骨折り損なりき！(operam et oleum perdidit!)⁽⁸⁾と。

〔訳注〕

- (1) Reuter, Hermann Ferdinand (1817-1889)：プロテスタント神学者。No.96・訳注(2)，既出。
- (2) Ritschl, Albrecht Benjamin (1822-1889) のことか：プロテスタント神学者。1822年3月25日ベルリンに生まれ，1889年3月20日ゲッティンゲンにて死去。1846年ボン大学で教授資格を得て，1852年以降ボン大学の員外教授，59年以後正教授となる。1864年以降ゲッティンゲンの正教授を勤める。主著：Die Entstehung der altkatholischen Kirche (1850), Die christliche Lehre von der Rechtfertigung und Versöhnung, 3 Bde., 1870-74, Geschichte des Pietismus, 3 Bde., 1880-86。
- (3) Wachsmuth, Julius (1803-1877)：法学者。1877年8月29日死去の彼のことか。
- (4) Bar, Carl Ludwig von (1836-1913)：刑法学者・国際法学者。彼の学問分野は極めて広く，刑法・刑事訴訟法・民法・民事訴訟法・刑法史・刑事訴訟法史・国際私法・国際法に及ぶ。1836年ハノーファーに生まれたパールは，1863年ゲッティンゲンで民法・刑法・刑事訴訟法の教授資格を取得し，正教授として1867年ロストック，68年ブレスラウを経て，1879年ゲッティンゲンに戻って来る。1890年から1893年まで帝国議会議員（ドイツ自由思想家党）を務めた後，学界に復帰する。オックスフォードでの学会からの帰途，1913年8月20日にイギリス南東部のFolkestoneで胆嚢疾患のため亡くなる。パールはまた，ハーグの国際仲裁裁判所の鑑定人およびメンバーとしての活動によって，国際法の発展に少なからぬ影響を及ぼした。彼のHandbuch des deutschen Strafrechts, Bd.1: Geschichte des Deutschen Strafrechts und der Strafrechtstheorien (1882) は，ドイツ刑法史の最初の包括的な書である。他にGesetz und Schuld im Strafrecht, 3 Bde. (1906-1909) など多数ある。
- (5) Ziebarth, Karl (1836-1899)：刑法学者・訴訟法学者。No.92・訳注(5)，既出。
- (6) Hartmann, Gustav (1835-1894)：民法学者。No.104・訳注(1)，既出。
- (7) Regelsberger, Ferdinand (1831-1911)：ロマニスト（民法学者）。No.71・原注(2)にも既出。レーゲルスベルガーは1849-53年エアランゲンとライプツィヒで法学を学び，1858年ブリント（Aloys Brinz, 1820-87）の下で教授資格を取得する（Zur Lehre vom Altersvorzug der Pfandrechte）。同年エアランゲンで私講師，1862年デルンブルク（Heinrich Dernburg, 1829-1907）の後任としてチューリヒ（員外教授，63年正教授）に，次いで1868年イエーリングの後任としてギーセンに赴任し，1872年ヴェルツブルク，1881年ブレスラウと歴任し，1884年イエーリングの要望によりゲッティンゲンに来る。1888年ボンへの招聘を断ったことで，生涯をゲッティンゲンで過ごすことになる。主著は，Pandektenlehrbuch, Bd.1 (Allgemeine Lehren), 1893。レーゲルスベルガーは1898年-1911年にわたってBGBの条文解釈に努め，多くの論考を共同編者でもあった「Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts」（1893年以降Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des bürgerlichen Rechts）に発表する。その一方，地方法の研究も行い，とくに「Bayerisches Hypothekenrecht」（1874）はスタンダード作品となる。彼の研究関心は常にその時代の実践的問題に注がれ，法史的研究には向かわなかった。彼はその鑑定人としての活動や判決の詳細な論評により，概念法律学の徒となることなく，厳密な体系家であり続けることができた。ヴァーアッカーは彼のパンデクテンを「考察の成熟さと明敏さ」の作品と称している。
- (8) 原意は，「私は労力と油を失えり」というキケロに由来するラテン語格言である。

106. An Frau Auguste von Littrow=Bischoff.

Göttingen, 21. Juli 1878.

敬愛するご夫人であり友である人！

私がまたしても貴女に二言、三言言葉をおかけすることをお許し願えますか？ いつも貴女のことを思っていることをお伝えするためにはそうせざるを得ません。そして、この数ヵ月間というものの仕事上の重荷が私にのしかかっていなかったならば、私はもっと早くにこの思いを貴女に書き送っていたことでしょう。しかし、新しい朝が来るたびに新しい課題が出され、晩の時間もそれが成し遂げられないままに終わってしまったなら、手紙を書きたいと思うような気分にはなりようがありません。そうして、筆が向かう先は手紙ではなく、つねにふたたび仕事の方なのです。しかし、私に有罪判決として下された禁錮刑労働——私は自分の仕事のことをそう呼んで構いませんので——の最中にも、少なくともしばしばその思いは貴女のところへとさまよい、はせていくのを止めさせることはできませんでした。もちろんそこで思い出されたことは、もはや過去からのいつものながらのイメージではなく、また、かつての充足感とともに過去から戻って来たものでもありませんでした——それとともに呼び戻された記憶は本当に暗くてつらいものでした^(※1)。私は、今の貴女がどのような暮らしをされておられるのか、それを思い浮かべてみようと思いました。貴女が半生——全生涯ではありませんが——を過ごして来られた古くからの、とてもいとおしいものになっていた数々の部屋を立ち去られたことでしょう。そして、その住み慣れた旧居との別離と新しい住まいへの引っ越しによって、すべての心の傷があらたにその口を開いたことでしょう。人間にとって住み慣れた住居との絆がどれほどのものか、それは驚くほどのものです。そして、私自身の人生で言えば、私も身近な人の死を経験してきましたが⁽¹⁾、その際、とても辛いやりながら部屋のもつこの力に私は救われてきました。願わくは、貴女が子どもさんたちと同居されることで、新しい生活形態への移行がいくらかでも和らいでくれますように。そして、まさにこの重大な試練の時に当たり、貴女は、不幸の中にいる人間にとっては、自分自身のことだけではない興味関心がもたらしてくれる心の支えの価値というものをもご理解されたことでしょう。1度貴女から直かにお便りをいただけたなら、どれほど嬉しいことか、そんなことは言うまでもありません。しかし、貴女にそれをお願いするに当たって、そのような重大な状況のなかにあって、筆を手にとろうと決心することがいかに難しいかは、自分の経験からしても、もう十二分に承知しております。

——ここドイツでは、その恐ろしい社会状況の現実の姿と真の性格とが、わがカイザー暗殺の2度の企みによって、どぎつい形であからさまに暴露されました⁽²⁾。そのため、それ以外の関心はほぼすべて背景に押しやられてしまっています。ですから、ちっけなみすばらしい自分自身について、手紙の中で語ることは大きなためらいがあります。それでも私はそうするつもりです。というのも、貴女も私同様にご存じなかったし意識にも上

っていなかったでしょう、あのテーマについて貴女に何か書くべきだったのに、まだ何も書いていないものですから。ただ個人的な類のものではないコメントをいっただけ言わせてください。それはベルリン会議⁽³⁾でのプロイセンとオーストリアの提携について、喜ぶとともに満足しているということです。ですから、願わくは、ベルリンがいかに本気でオーストリアの側についているか、また、以前の罪をふたたび償うべく、いかに努力しているかを、貴女の祖国でも確信してくださいますように。

すでに述べましたように、この数ヵ月間というもの、私は張りつめた気持ちで仕事をしてきましたので、休暇で静養することを大いに待ち望んでおり、その休養をスイス（インターラーケン、トゥーン湖、レマン湖）でとるつもりです。私の妻と娘は同行してくれるでしょうが、残念ながら、私の講義は8月17日まであります。そのため、旅行に出られるのは、かなり後になってからようやくということになります。妻と娘から貴女にくれぐれもよろしくと申しております。私からも貴女のお子たちに心からの挨拶をお送りします。

変わらぬ親愛の情をこめて

敬具

R. v. イエーリング

〔原注〕

(＊1) カール・フォン・リットロー (Karl von Littrow) は、ウィーン大学の天文学教授であり、1842年以来同大学の天文台所長を務め、1877年11月16日にヴェネツィアで亡くなった。〔平田補注：手紙の宛先人である夫人のAuguste von Littrow (1819-1890) は、高い教養の持ち主であり、とくに女性たちの職業能力を支持し、自らもペンネームを使ってその見解を発表していた。精神的ウィーンの中心地であった彼女のサロンには、フォイヒタースレーベン、エプナー-エッシェンバッハ、ヘッベル、グリルパルツァー、そしてイエーリングたちが出入りしていたと伝えられる。〕

〔訳注〕

- (1) イエーリングは、1825年（7歳）に父、1848年（30歳）最初の妻ヘレーネ、1861年（43歳）母、そして1867年（49歳）に2番目の妻イーダを亡くしている。
- (2) 1878年5月11日と6月2日の2度にわたって皇帝ヴィルヘルム1世が狙撃され、2度目は重傷を負った。両犯人とも社会主義政党との関係は立証されなかったものの、ビスマルクは好機到来とばかりに、社会主義の恐怖をあおりたて、社会主義者鎮圧法の制定に成功した。
- (3) 1878年6月13日から7月13日。イギリス、オーストリア、ロシア、トルコの各国代表がベルリンに集まり、ビスマルクを議長として国際会議が開かれる。1879年10月7日の独墺同盟締結につながる。

107. An Frau Auguste von Littrow=Bischoff.

Göttingen, 29. Dezember 1878.

敬愛するご夫人であり友である人！

旧年が急ぎ足で過ぎ去ろうとしています、私は、自分がまだ生きていて、貴女のことを思い出していることの証を示さずして、この年に別れを告げるつもりはありません。残念ながら、もはやかつてのような形で貴女のことを思うことはできません。私がかつて貴女のことを思い出していたときには、素晴らしいひとときのイメージを思い描くことができました。すなわち、ご家族の幸せな輪に囲まれている貴女と一緒に過ごすことのできた頃のことです。今ではそうは行きません。貴女を襲った一撃がすべてを変えてしまったからです。そして、私が今この楽しいクリスマスの日々^に貴女の身になって考えるとき、そのとき、私が受け取るのはつらい哀悼の感情のみです。というのは、まさにこの時期には、死が引き裂いて空けた穴の大きさが倍増して感じられ、また、過去と現在とのコントラストが倍加して辛く感じられるからです。しかし、万一にも貴女が奪い去られたものにかかずらって、貴女に残されたもののことを忘れておられるとするならば、私は貴女を見誤っていたことになるに違いないでしょうが、そんなことはないでしょう。貴女は他人を喜ばせる機会があれば、そのたびにとても喜んでそうされておりましたが、この時期にも貴女はそのようなチャンスを大いに生かしておられることでしょう。また、それは貴女ご自身にとっても喜びの源泉に姿を変えていることでしょう。

—— 今大急ぎで終わろうとしているこの年は、災難も事故もなく、私のそばを通り過ぎて行きました。年の初めに私がもっていたものすべてを、今の私も手にしています。そして、この冬をふたたびナボリの動物学研究所で過ごしている長男を除く子どもたち全員が私のところに集まっています —— 今だけの一時的なものです。私の家庭生活は、4人の息子たちを遠くに出すことによって実に静かになってしまい、とりわけ、子どもたちと一緒に演奏する機会が無くなって寂しい思いをしています。その合奏によって、かつての私は多くの楽しい時間を過ごさせてもらいましたが、私にとっては、ここでのわが家の交際もその代わりにはなりません。

その結果、私は以前に始めた研究を仕上げるために、ますます学問の中へと引き込もっています。しかし、私の力はもはや昔日のようなものではなく、私が長年にわたって心の中で抱き育んできたアイデアのために、その適切な形式を見つけるのに大変な骨折りを要します —— 適切な表現形式の発見を上回って、難点ばかりがますます目につくのです。それでも、残念ながら、今なお私の目の前には成し遂げなければならないことがたくさんあります。そして、自分の日々の仕事をやり終えないうちに、老人の無能さが私を襲いはしないだろうか、としばしば不安げに自問しているのです。私を苦しめる唯一の悩みの種と言えば、自分のライフワークだと自分自身に言い聞かせてきた課題と私の能力とのこのアンバランスな関係だけです。その他の点では、不平不満は何1つありません。というのは、

この地で私の手にないもの、それがないからといって、困ってはいないからです。それが私の手には入らないだろうということは前々から分かっていました。ですから、自分の生活を別仕立てのものに作り変えることができたらしいのになあ、という思いに苦しんでいるわけではありません。夏の休暇中に、私は妻と娘と一緒にスイス（インターラーケン、シャモニー＝モントルー）に滞在し、その旅行から多くの刺激と若々しい活力を得て戻ってきました。しかしその後、そのうちの後者の活力の方は、まだ休暇が残っているうちにかなりの量を消費してしまいました。古くからの変わらぬ親愛の情をこめて

貴女の

R. v. イェーリング拝

108 [111]. An Karl Binding.

Göttingen, 25. Juni 1879.⁽¹⁾

わが親愛なる友よ!

貴方にお会いするためなら何でも致します——貴方と天国でお会いできないのであれば、地獄へでも行きます。ただし、ライブツィヒやアイゼナハに行くのは別です。しかし、来週の日曜日にはお会いできません。貴方の友人のパール⁽²⁾が私のところでちょっと飲食をする予定になっていて、その時には、『農場見習時代』⁽³⁾の中で牧師夫人が言うように、私がそのための「最も近い人」となるからです。その次の土曜日には、50-60名の女性と学生および私講師たちとのピクニックに出かけます。その時には私自身が幸運にもホストですので、思いますに、私なしで済ませるわけにはいきません。でも土曜日、7月12日には貴方のお役に立てますので、貴方は、そのときどこでお会いしたらいいかを、私にただ指図されるだけでいいです。ただし、午前中はまだ本を読まなければならないのでお会いできませんが、その土曜日の夕方と日曜日の朝なら、おそらく貴方が私に話さなければならない事柄にとって十分な時間はあると思います。貴方は、私にライブツィヒへの招聘を受諾させようと説得に努めるものと思われます。しかし、今やシュミット⁽⁴⁾もまた私の親友の1人であり、したがって彼と競り合うわけにはいかないことをあらかじめ申し述べておきます。同じことはヴィントシャイトとの関係でも言えますので、私にできることは休暇中にただ本を読むことだけです! 貴方のご指示をお待ちしています。

貴方の

R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) 手紙No.108から111までの4通は、日付けが相前後している。日付順に並べるならば、No.110, 109, 111, 108の順になる。ここでは原著の順番通りにした。〔 〕内に日付順に直した際の順番となる番号を記したので参考されたい。
- (2) Bar, Carl Ludwig von (1836-1913): 刑法学者・国際法学者。No.105・訳注(5)、既出。
- (3) Stromtid (=Stromzeit): Fritz Reuter (1810-1874) の小説 "Ut mine Stromtid" (3 Bde., 1862-64) を指す。メクレンブルク-シュヴェーリン生まれのロイターは、北ドイツ低地語を用いた方言文学を打ち立てた人物で、"Stromtid" はもっとも有名な代表作とされる。
- (4) Schmidt (von Ilmenau), Karl Adolf (1815-1903): ロマニスト。No.75・訳注(1)、既出 (同注の生年1816年をNDBに従い1815年に訂正する)。1834年以降イェーナで法学を学び、1840年同大でローマ法の教授資格を得る。1843年員外教授となり、1849年グライフスヴァルトで正教授となり、1850年にはフライブルク (ブライスガウ) に呼ばれる。当地で学者として最も生産的な時代を過ごす。ロストックの上級控訴裁判所判事でロマニストでもある、同姓同名のKarl Adolf Schmidtと区別するために、しばしば青年期の住所地を添えてS. von Ilmenauと自称する。1858-66年バーデン第1議会のメンバー (国民自由党) となり、1866年バーデンがプロイセン側につくことに賛成する。1869年春ボンに移り、同年秋にはライブツィヒに行き、そこで1901年まで教える。モムゼンのディゲスタ刊行にも協力する。最後はカールスルーエで暮らした。

109 [109]. An Oskar Bülow.

Göttingen, 23. April 1879.

わが親愛なるビューロ！

僕はこの14日間本当に体調がすぐれない状態にあった——何日もベッドに就いていなければならず、1週間半もぶっ通しで家にいることを余儀なくされたほどでした——そんな状態でなかったならば、もうとくに君の論文についての評価を伝えていただろうに。当該論文は、僕の出した要求を全面的に満たしています。君は君の課題を消極的な側面からのみならず、積極的な側面からも完全に解決してしまいました。いくつかの論点は僕の『精神』においてそのように考え書かれているので、自分自身が書いたと思えるほどです。考え方そのものに関して、同じく、君がその考えを述べている生き生きとしたやり方に関しても言えば——君はわれわれの長いつき合いを通じて僕に感染させられたように思われます。君の注釈に関しては、善意占有（bona fidei possessio）であるがゆえに、次の点を君に述べておきたい。すなわち、僕はすでに数年前から所有権と並んで、類似の制度として占有と善意占有（bona fidei possessio）のことを述べてきています、並びに、物権法における神聖な宗教上の公有物（res sacrae religiosae publicae）に対する諸関係のこともまた論じています。それゆえ、君にはお分りのことと思いますが、われわれはシャム双生児の如く2人にして1人です——ただ君が僕より数年⁽¹⁾遅く生まれてきたことが違うだけです。だからといって、そのことが君を不幸にするものでもありません。君が訴訟について述べているのとよく似た考えを、今、コーラー⁽²⁾が僕の『年報』⁽³⁾に載せるべく印刷中の論文の中で実体法について詳論しています。すなわち、債権者が債務者に対して負うべきいわゆる諸々の義務に関して（たとえば、支払いの受領に関して）論じています。権利と義務づけ、ないし、拘束力との間に適正な境界線を引くことは、将来の次なる学問的課題の1つです。ですから、訴訟にとっての課題をまず最初に見きわめ、成功裏に解決したことは、君の功績として残ります。僕の方では個々の諸関係に関して、もうずっと前からその問題に気づいていました（たとえば、相続財産上の持戻し義務）。僕はそれに関し自分なりに不完全民事債務なる言葉を作りました。その概念の下で、僕は単に留置権によって保証されているにすぎない請求権のことも考えています。

僕の『権利のための闘争』が君の審査を経て、それほどの名誉を与えられたことを知って、僕の顔は恥ずかしさのあまり赤くなってしまうました！ 自分の本でもって実にまあいろいろなことを体験するものだね！

休暇中に僕は『法における目的』の仕事をしていました——そのことが何を言わんとしているのか、君にはよく分かっていると思います。すなわち、想を練っては直し、書いては消し、ついには破棄してしまうのです！ それでも幾枚かのボーゲン分は書き留めました。願わくはそのまま存続してくれるといいのですが。体調不良のために、休暇のうちの2週間以上も失ってしまったことが残念です。

今回はここまで！

草々

君の

R. v. イェーリング

追伸：事務管理 (negotiorum gestio) の歴史に関するウラサク⁽⁴⁾ の著作を君に紹介しておきます。その本は僕の目には近代の最も卓越した業績の1つです——その男には大きな未来が開けています。いずれの日か、彼は僕の弟子だと、もしかすると僕の後継者だと言われることでしょう。

君の

R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) 「数年」(einige Jahre)：とはいえ1837年生れのビューロは、イェーリングより19歳も年下である。彼特有のユーモアか、それとも感覚的にはそう思っていたのか。
- (2) Kohler, Joseph (1849-1919)：1849年3月9日バーデンのオフエンブルクに生まれ、1919年8月3日にベルリンで死去する。フライブルク、ハイデルベルクで法学を学び、フライブルクで学位を取得後、1873-78年マンハイムで裁判官として勤務する。著書 "Das deutsche Patentrecht" の出版後、1878年に教授としてヴュルツブルクに呼ばれ、1888年にはベルリンに招聘される。ベルリンではその死に至るまで並み外れた執筆能力を発揮し、生涯でタイトル数約2500本もの論稿を残している。コーラーは「ドグマ的に研究する」法律家として、自らの課題を、とくに新しい法領域における立法、判決、法実務を把握し、「構成し」、法の学問体系のなかに接合することだと見ていた。この綱領のために、彼は、「ファンゲローヴィントシャイト時代」の概念法学、ゲルマニステンの「構成無き法律学」、法律実証主義に対して自らを際立たせ、しかも余りに誇大すぎるとみなした自由法に対しても一線を画していた。コーラーは、一方で法、他方で文化、哲学、歴史並びに経済的・社会的状況との間の諸関連を強調し、法学はつねに「哲学的、歴史的、比較法的、ドグマ的」であるべきだとした。ヘーゲルとショーペンハウアーの哲学を歴史法学派の綱領発展に取り入れることで、彼は、法の文化学的把握 ("Das Recht als Kulturerscheinung", 1885)、比較法学 (Universalrechtsgeschichte)、そして終には自然法の革新 ("Naturrecht der jeweiligen Kulturperiode") にまで至った。意思主義と歴史的相対主義の影響を受けた法律実証主義の拒否は、これに関連している。コーラーはこの拒否をとくに客観的法解釈論のなかで展開した。ちなみにイェーリングの『権利のための闘争』における『ベニスの商人』の取り扱い方を批判した書 "Shakespeare vor das Forum der Jurisprudenz", 1883も発表している。
- (3) ここの『年報』とは、Jahrbücher für die Dogmatik des heutigen römischen und deutschen Privatrechts (1893年以降Jherings Jahrbücherと称される) を指す。
- (4) Wlassak, Moritz (1854-1939)：オーストリアの法学者・法史家。ウィーンで法学を修め、1879年ローマ法の教授としてツェルノヴィッツに赴任し、その後、グラーツ (1882年)、プレスラウ (1884年)、シュトラスブルク (1895年) と歴任し、最後にウィーン (1900-1926年) の教授となる。Ludwig Mitteis (1859-1921) ととくに親交を深め、歴史的・批判的視点からローマ民事訴訟法の分析に努める。主著：Edikt und Klageform, Jena 1882；Römische Prozeßgesetze, 2 Bde., Leipzig 1889-91。

110 [108]. An Oskar Bülow.

Göttingen, 18. März 1879.

わが親愛なるビューロ！

それには吃驚しました！（太った）プードルの本心がどこにあるかなど、僕にはまったく予想もつかなかった。そこで、ビューロ君がたしかに報告しなければならないかもしれないこととは何か、それについて大急ぎでもうさんざんに頭を悩ました——新しい見込み？——招聘への？ 正解だけが分からなかった。正直に言えば、それは、君が伝えてくれそうな事柄の中で僕には最も好ましいものだったのです。今や氷がふたたび割れたのです——ついでに言えば、この言い方は僕にはあまり多くのことを思い浮かべるのでできない表現です。というのは、誰かの足元で氷が割れるなんて、それはまったく心をそそられるものではないからです！ 君はようやくふたたびインクの味を味わったのです。そして添付された手紙からは、その味にはまったことが読み取れ、僕は嬉しいかぎりです。そして、これからは頻繁にその味を大いに味わい楽しむだろうと希望をつないでいます。君も知っての通り、僕は君のためにこうなることをどれほど望んでいたことか、また、この理由から、もし君がゲッティンゲンに移ってきていたなら、それは君にとっていかに価値多きものかと僕は見ていたことか。でも、『年報』[Archiv = Archiv für die civilistische Praxis] がゲッティンゲンの代わりを務めたのであり、それは僕にとっても正当なものであるはず——君は今や、編集者の1人として第一線に自ら立つ義務を引き受けたのです。

自分はまだ書くことができると初めて気づいたとき、君がどんなに喜んだことか、その姿を僕は想像することができます！ 君はジャン・パウル⁽¹⁾の作品に出てくる最初に仰々しく申し出た者と同じような気持ちになっていたかもしれません。君はたぶん思い出しているだろうね？ 居合わせている相続人のうち、一番最初に涙を流した者が単独相続人に指名されるという内容の遺言書が開封された後、自分の目に1滴の涙が出たと感じた1人が裁判官のところに歩み寄って、「私は自分が泣いている、と思います」と申し出る場面を。そのように君はある日ゾフィー夫人のところに歩み寄って、こう言ったのです。「僕は自分が書いている、と思います」と——そして、彼女がどんなに喜んだことであろうか、その様子を僕はありありと思い浮かべることができます。そして、子どもがまだ完全に生まれ出ていない前から、君は早くも友人をその場に呼び寄せます。それは、本当に何か「生まれるかどうか」、君は「待つて」いなければならないのを、その友人が自分で確かめてみるためにです！ 今までに見えるようになってきた頭からすれば、まさに生まれんとする者（nasciturus）は、実に有能な男児になるように思われます。言うまでもなく、基本的な考え方において、僕は君に同意しています（僕の言う「窮余の嘘」は、君が思っているものとまったく同じ意味合いのものでした）。そして僕は、君が訴訟についてその考え方を当てはめ、本当にやり遂げたことを喜んでいます。ただし、君がその考え方を適用す

るつもりである素材のどれ1つについても、厳密に定式化されたやり方で、かつ、概説書への直接的な転用に適したやり方で、事案の積極的な形態を付け加えることをなおざりにしてはいけません。単に否定するだけでは十分ではありませんし、従来のものにとって代わるべき概念を精確に把握することが必要とされるからです。双務性からの移行は、債務法（事務管理（negotiorum gestio）——懸賞広告）においても、また、担保権（遺言によるものも、裁判官によるものも）においてもくり返されており、そして、この考察は、単に進歩そのものを確認するだけでなく、つまり外的な事実を確認するだけでなく、制度の目的全体に深く立ち入ることによってのみ可能であることの理由について、人を納得させずにはおかない形で説明するきっかけを与えるものともなるはずです。

君の論文は解りやすく、明確に、かつ、よどみなく書かれており、論文で企図したことの新局面を見事に切り開いています。僕ほどその成功を喜んでいる者は誰もいないでしょう——しかし、反論に対しては、覚悟をしておかなければならないでしょう。

君の前々回の手紙に対し、僕ははまだ返事をしていません、そんな気分になかったからです。この前の学期中は僕にとって実につまらないものでした。僕は、小冊子⁽²⁾の仕上げにまず着手しなければならないこと、そして、この前の冬を『債務法』のために使うことを自分に言い聞かせました。その結果、『法における目的』を完全に脇に追いやらざるを得なかったのです。そのことが僕の気分を重苦しいものにしていました、——というのは、何かを書いていないと、僕の心は満たされませんし、また、小冊子を仕上げることによって得られた満足感は、その代わりとなるにはまったく不十分だったからです。その上、この数週間は深刻な胃病が加わり、とくに夜の眠りが妨げられました。そうして、目下のところはまだ、厳しい食事療法と薬を服用しているにもかかわらず、その胃痛から完全には立ち直っていません。しかしながら、幸いにも、『目的』に取りかかることができるくらいまでには回復しました。この数週間について言えば、たとえ僕が望んだとしても、それに取りかかることはできなかったでしょう。今もなお相変わらず僕は、第9章（義務感）のところに留まったままです。その章は倫理学の理論全体を包含するものだからです——この章を終えたなら、この本を書く上での一番の難所を越えたことになります。

聖霊降臨祭にはバーデン＝バーデンに行くつもりです。そこでメルケル⁽³⁾と若干のシュトラスブルク大の人たちと出会えたらいいなと思っています。もちろん君とも会うことができれば、もっともっと嬉しいのですが。

この前の夏には君の体調がすぐれなかったことを今になってはじめて——この手紙の終わりごろになって——思い出しました。そのことを、僕は風説の女神ファーマを通じて聞かされ知ったのです。君の前々回の手紙を僕がいかに喜んだことか、君には分かるでしょう。体の不調が完全に克服されたという知らせが、その手紙によって僕にもたらされたからです——今はただおとなしくしていてくれ。僕は、まだ今日のうちにいくつかの手紙を書かなければなりません。というのも、君宛てのこの手紙を書き始め、そのまま放っておいた日曜日には、それらを終えていなかったからです。ですから、この最後の2頁はいくぶん熱に浮かされたような気分の中で書いています。

奥方によろしくお伝えください。

君の R. v. イーリング

〔訳注〕

- (1) Jean Paul (1763-1825) : ドイツの作家 (本名 = Johann Paul Friedrich Richter)。ドイツの散文芸術の大先達であり、ドイツ的な感受性と夢想性を極度に解放して新文体を打ち出した人物と評される。感情と空想を解放し、世界を全一的にその作品のなかに包括しようとするところはロマン主義的であるが、他方、細密描写を倦むことなくつづけて、現実を微視的に取り扱った点では、ロマン主義にない現実性をもっているとされる。公衆、ことに婦人たちを熱烈な読者として獲得したと言われる。膨大な作品集を残していて、『グレンランドの訴訟』(1782年)、『見えない普請小屋』(1793年)、『宵の明星 一名犬の郵便四十五日』(1795年)、『巨人』(1800-03年)、『生意気盛り』(1804年) など。

本文中の面白い遺言開示の話は、彼の『生意気盛り』(Flegeljahre, 1804) 所収の「遺言の執行」(Testamentsvollstreckung) に出てくるようである。

- (2) 『権利のための闘争』の増刷版を指していると思われる。
 (3) Merkel, Adolf (1836-1896) : 刑法学者・法哲学者。No.90・訳注(1)、既出。

111 [110]. An Julius Glaser.

Göttingen, 26. April 1879.

わが親愛なる友よ！

僕は今回君に1つのお願いがあって、この手紙を書いています。疑いなく、君はその願いを快く受け入れてくれるものと思っています。それは僕に関わることでなく、僕の古くからの親しい友人テール⁽¹⁾のことです。今年の7月29日には、彼の博士号取得50周年の祝賀会が催される予定です。数年前、ニュルンベルクでの商法学会に参加した折りにテールは、レオポルト騎士十字勲章を授与されました。そこで僕のお願いとは、彼にオーストリアのもっと高位の勲章をもらってやりたく、それについて君の協力を仰げないだろうかというものです。そのようなものとして、たぶんオーストリアのコマンデル十字勲章がまず第1に挙げられるだろうが、それではなくフランツ＝ヨーゼフ星形勲章を僕は提案したい。これは前者の勲章とほぼ等価のものであり、この2つの勲章の上下関係が知られていない当地では、いずれにせよ、より大きな効果を発揮するでしょうから。もしそうなったなら僕にとっては個人的にきわめて好ましいことになるのです。というのは、僕はもうすでに星形勲章を1つ持っており、彼がまだ同じものを持っていないのに、僕がそれを胸に飾るときには、いつでもそのことが僕の気持ちを重くし、テールに対して何か悪いことでもしているような気にさせられるからです。僕はあえて高望みしようとは思っておりません。もっとも、ミッターマイアー⁽²⁾がその当時フランツ＝ヨーゼフ大十字勲章を授けられたことを考慮に入れるならば、テールはミッターマイアーと同等の価値ある同勲章の佩用者であっても構わないだろう、と僕は思いたいのではあるのだが。失礼ながら、次のことを付言させてもらえば、オーストリアの立場からすれば、そのような温情を示すことは間違いなく不都合なものではなくて、その見返りはたっぷりとあるでしょう。ですから、もしその勲章が授与されるならば、わが大学においてばかりでなく、全ドイツの学界においてもきわめて喜ばしいセンセーションを惹き起こし、感謝を込めた称賛の声が巻き起こり、君たちは多くの人の心をつかむことになるでしょう。

さあ君にできることをしてくれ給え。君が座っている高い地位のお蔭で、君にはこの度、テールなる人物において、わがドイツの学問を称賛する機会がもたらされるのだから。この間の事情を知る人は誰でも、それを君の功績とし、君の名声とするでしょう。

この願いが聞き届けられ、授与される勲章をテールに授与するという名誉ある任務が僕に割り当てられるという形が許されるのかどうか、僕には分かりません——もしそうなれば、僕にはまったく特段の喜びとなるでしょう。僕は、われわれがテールに敬意を表して催すことになる夕食会に彼を連れて行き、そのときまでこの件を完全に秘密にしておくことにします。テールを吃驚させることに失敗しないためには、公式の通知もまた7月29日まで行われてはいけません。勲章の送達は、ウィーンのオーストリア公使館を介して外務省にもたらされ、そこから文部省に届けられるので、勲章が既定の当日にここに届いてい

るためには、この送達はかなり早目に行われなければならないでしょう。

この場を借りて、僕と僕の家族について少し話しておきます。僕の生活は永劫に同じままの静かで、かつ、判で押したような毎日です—— 退屈な、と言えるかも知れませんが。もし僕の思考と関心のすべてを奪っている『法における目的』がなかったならば、ウィーンからゲッティンゲンに来たことや、ここからベルリンもしくはライプツィヒに行かなかったことを呪いたいと思うでしょう。しかし、僕の本がすべてを乗り越えさせてくれます。ウィーンでの僕の受講生に比べれば、ほとんど無に等しいほど受講者数が少ないという講義状況さえ乗り越えさせてくれます。来年中には君に第2巻を送ることができると思います。

わが家は今やまったく静かになりました、息子たちが皆出て行ったからです。これまでエアランゲンで動物学の私講師をしていた長男は、エアランゲンからライプツィヒに移ろうとしています。次男はれっきとした司法修習生、三男は技術者、四男は大学予備門の生徒です。クリスマスの時にだけ、彼ら全員が1度僕のところに集まり——そして心ゆくまで彼らと合奏する見込みがあります。この合奏のチャンスがなくなるのは僕には本当につらいことです。わが息子たちとのトリオあるいはカルテットは、僕が自分に与えてやることのできた最良の家庭的な楽しみだったからです。

ところでウンガー⁽³⁾はどうしていますか？ 彼が何をしているのか、僕に伝えるように言ってください。僕は1度うわさを通じて、彼がふたたび講義をするつもりだと耳にしたからです。彼がそう決心したのであれば、その時には、かつてのサヴィニー⁽⁴⁾やベートマン＝ホルバーク⁽⁵⁾が大臣を辞めた後にしたように、彼もまたきつと筆をふたたび手に取るでしょう、そして僕にしてもそれより大きな望みはありません。

オーストリア人の筆先から生まれた作品が最近僕のところに送付されてきましたが、それらはオーストリアの法律学のたいなる誉れとなるものです。オットー・グリュンフォート⁽⁶⁾の諸著と、直近のものとして1人の初学者、つまりウラサク⁽⁷⁾の小著とです。この本は、僕が長い間読んできた本の中でベストの1つに数えられます——この著者には大きな未来が開けており、彼はいずれわが専門学科の最も卓越した人物の1人になるでしょう。また、十中八九まで僕の学問上の後継者と呼ばれることになるでしょう。万ドイツの大学に空気があれば、僕はいつでも彼を推薦するつもりです。

この僕の手紙の宛て先をまだ司法大臣グラウザーと書くことができるのは、嬉しいものです。そしてオーストリアの利益のために、まだ今後も長くこのままできて欲しいと望むばかりです。

君の奥方にくれぐれもよろしくとお伝えください、それと共に、古くからの変わらぬ親愛の情を込めて、

君の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Thöl, Johann Heinrich (1807-1884) : 商法学者。1849年以降ゲッティンゲンの教授を務め、1872年のイェーリングの赴任後には同僚となる。No.72・訳注(5)、既出。

25 イェーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872-92年②)

- (2) Mittermaier, Karl Joseph Anton (1787-1867)：刑法学者。1821年以降ハイデルベルクの教授を務める。No.102・訳注(2)、既出。
- (3) Unger, Joseph (1828-1913)：オーストリアの民法学者。1871-79年自由主義的アウアースベルク内閣の無任所大臣兼内閣官房広報局長を務める。イェーリングとはグラウザーとともに親交があり、手紙のやり取りも多い間柄であった。イェーリングのウィーンへの赴任に際しては、この2人の尽力があった、とされる。No.71・訳注(2)、既出。なお、vgl. Losano, Mario G., Der Briefwechsel Jherings mit Unger und Glaser, Ebelsbach 1996.
- (4) Savigny, Friedrich Carl von (1779-1861)：歴史法学派の創始者。1779年2月21日フランクフルト・アム・マインに生まれ、1795年マールブルクで法学研究を始め、1800年法学の学位を取得。同地で講義を始め、刑法、ローマ法、法史学、法学方法論を担当する。1803年に "Das Recht des Besitzes" を出版し、ティボーから「わが国第一の民法学者」と評される。1804年にマールブルクの教授職を辞し、ゲッティンゲン、バリなどへ研究の旅に出る。その後もニュルンベルク、アウグスベルクなどを巡り、1808年ランツフートのローマ私法の正教授となり、1810年には新設のベルリン大学に就任する。フィヒテの後任として学長にも任ぜられる。1814年には "Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft" によって、ティボーとのいわゆる法典論争を制し、1815年にはゲルマニストのアイヒホルンらとともに雑誌 "Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft" を発刊し、歴史法学派の開祖となる。1817年プロイセン枢密院の法律委員に、1819年にはライン州控訴院兼上訴裁判所の枢密顧問官に任ぜられる。1842年には国王の任命により国務兼司法大臣となり、立法改訂省を任される。手形条例 (1848年)、プロイセン刑法典 (1851年)、婚姻法の改正などを行う。1848年の三月革命により、他の大臣とともに辞任し、以後、学究生活に戻る。1861年10月25日ベルリンにて死去。主著：上記の他、Geschichte des römischen Rechts im Mittelalter, 6 Bde., 1815-1831 ; System des heutigen Römischen Rechts, 8 Bde., 1840-1849 ; Das Obligationenrecht als Teil des heutigen Römischen Rechts, 2 Bde., 1851-1853.
- (5) Bethmann=Hollweg, Moritz August von (1795-1877)：ベルリンとボンのローマ法教授。ボンでは1842年大学事務局長を務め、フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世グループのメンバーであり、1849年-1855年プロイセン第1院および第2院の議員 (穏健保守派) となり、1858-1862年にはプロイセン文化大臣となる。法学者としての主著は、"Der Civilproceß des Gemeinen Rechts in geschichtlicher Entwicklung", 6 Bde., 1864-1874であり、彼の師サヴィニーの歴史的方法をローマおよび中世の民事訴訟法に適用したものである。ローマ後期の民事訴訟法については、すでに "Die Gerichtsverfassung und der Prozeß des sinkenden römischen Reichs", 1834として発表済みである。
- (6) Otto Grünhut：ウィーン大学の法学教授らしいが、残念ながら詳細は不明である。Zeitschrift für das Privat- und öffentliche Recht der Gegenwartの編者としても知られるCarl Samuel Grünhut (1844-1929)：ウィーン大学の商法・手形法の教授の係累に属すか否かも不明。
- (7) Wlassak, Moritz (1854-1939)：オーストリアの法学者・法史家。No.109・訳注(3)、既出。ビューロ宛ての手紙 (No.109) の追伸部分にウラサクについての類似の記述あり。

112. An Karl Binding.

Göttingen, 9. Juli 1879.

親愛なる我が虎殿！

私は今現在のところ法律学の試験をしています。ですから私には貴方宛てに数行書く時間はたしかにありますが、しかし、便箋が手元にないのです。それゆえ貴方が受け取るこの手紙は、つい先ごろ通常のタイプライター用紙に感光処理したタイプ用紙に書かれています。

今日という日、家では貴方に手紙を書く時間はありません。——今日は娘の誕生日に当たり、当然ながらそのお祝いをするからです。そのためパパには家では自由な時間は一時も許されません。その結果、貴方から請われた手紙を今日のうちに書くためには、この法律学の試験中に逃げ込まざるを得ないのです。

貴方はご自身への生贄の動物をしっかりとツメでつかんでいます——私は貴方のものです。私は息子たちと話し合いましたが、彼らには貴方の提案に反対する理由は何1つ思いつくことができませんでした、そして私の方でも、そうこうするうちに最初の時点におけるよりもなおいっそう貴方の提案になじむようになりました。私が自分の『ローマ法史』を仕上げなければならないということは、貴方のおっしゃる通りだと思います——『ローマ法史』が私と一緒に沈没するなら、それはもったいないことでしょう。それゆえ私は、貴方のものになるという方向に舵を切ります。その仕事は主として次の夏休暇にやるつもりです。私は、今後、講義を再開するときに訪れるたびごとに、個々の部分を仕上げていくつもりです、そうすればおそらく1884年中には全体が仕上がるでしょう、もしかするとそれよりも早くに。

しかし、作品の諸々の欠点は貴方の責任です、私は序文でそのことについて自分の考えを述べ、貴方にその責任を取ってもらいます。

ご好意あふれる祝賀のお言葉をいただき、心からお礼を申し上げます。私には能力のある、きわめて立派で、とても好感のもてる義理の息子ができます⁽¹⁾。私はただ、希望あふれる未来のある私講師ではなく、堅実なる現在の正教授であればなあ、と望むだけです！

敬具

貴方への生贄獣

R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) 言うまでもなく、長女ヘレネと商法学者のヴィクトール・エーレンベルクとの結婚を指す。エーレンベルクは、1879年当時はゲッティンゲンの私講師、1882年ロストックの正教授となり、1888年以降ゲッティンゲンに戻って来る。No.73・訳注(2)に既出。

113. An Julius Glaser.

Göttingen, 3. August 1879.

わが親愛なるグラザー！

われわれのテール祝賀会は火曜日にとても成功裏の内に行われました。テールにお祝いを言うために、学部総出で (in pleno) 彼の家に出向き、その一員として、すでに2、3日前に僕の手元に届いていた勲章を祝賀される人に授与し、そうして彼をととても大喜びさせたのです。その勲章はきわめて趣味のよいものです——僕はそれまでまだ見ていませんでした——プロイセンの儉約精神が見てとれる、わがプロイセンの王冠章とは比べものにならないほど素晴らしいものです——後者については儉約精神を発揮する場所がそもそも間違っています。テールは儀礼上山ほどの勲章をもらっており、たとえば、13個ものコマンデール十字勲章 (!) をもらっていますが、しかし、星形勲章はオーストリアからのものが1つだけです。そして、彼と僕とはこの顕彰は君のお蔭だと思っており、心からの感謝を申し上げます——僕の名においてと同時にテールの名においても。この顕彰そのものは上手に利用され、僕が予見したように、ここでは一般の人びとも喜びのセンセーションを巻き起こしました。

いくつかの講義の終了後 (8月9日)、僕はカールスバート⁽¹⁾に出かけるつもりです。ただし、同じく医者から療養を指示された妻と一緒にです。療養が終わった後はバイエルンの高地へ、おそらくはベルヒテスガーデンに行く予定です。もしや君もこの辺りへ来ることはありませんか？ その場合にはその旨僕にお知らせ下さい、そのときには君と会えるよう僕は手配します。近い将来、君の人生には多分何かある変化が訪れるでしょう。でも僕の方としては、君が学問に引き戻されるならば、それを残念には思いません、同じく、君が学問から一時的に引き離されていたことも残念だとは思っていません。というのは、この間に君が祖国にもたらした祝福に満ちた諸成果はまったく別のこととして、この期間、学問の人に対しても諸々の経験や考え方をもたらしたからです。その経験や考え方は、もしそうでなかったなら容易には与えられないものです——われわれ理論家たちは、君が復帰した際には君のために凱旋門を建てたいと望んでいます。僕の予見では、君はもう二度と教授にはならないでしょう。しかし、もし君が国家官吏の実務職において決して高級ポストに就かないのであれば、君がウンガーのように講義を行うことを願っています。君の故国の人たちが君についてどんな評価をしているのか、機会を得て、その情報を入手できたときにはいつでも、彼らが君のことをきわめて高く尊敬しつつ、君について語るのを聞くことができ、僕は素直に喜んだものです——そんなことはオーストリアの大臣すべてについて起こったことではありません！——君は非の打ち所のない評判を残しています。

僕はこの2年間にそれほど陽気に過ごしたわけではありませんでした。僕には無益に浪費してきたという感じがあります。というのは、『法における目的』の第1巻を刊行して

〔1877年〕以来、僕はそこからろくなものしか生み出さなかったからです。初めは休養を取りました。そして次に、ふたたび筆を手にとったときには、僕には本当の元気がもう無くなっていました。僕の時間と力とを費やさざるを得なかった外在的な事柄もまた、何やかやと元気を無くすことにおそらく作用していたかも知れません。僕は今や来週に迫っている長期の休養に大いなる希望を託しています。復帰後には僕の全精力を自分の本に捧げることができればいいのだがなあ。ゲッティンゲンでは、僕が招聘を受諾したときに夢見ていたような時間的余裕と雰囲気を見出すことは必ずしもできなかった。そして、ウィーンに留まっていたり、あるいは、ライプツィヒかハイデルベルクに行っていたりした方が、いずれも良かったのではないのかどうか、それは僕には分かりません。

さてここまでにします、親愛なる友よ。君が内閣を辞職することによって、君と1度ドイツで会えるチャンスが僕に生まれることを、僕は切に希望しています。だから、休暇中にぜひ1度北ドイツへ来てくれないだろうか。そのときには、ゲッティンゲンで君と会えるので、とても嬉しいです。そして、良き夫たる君は奥方なしでは旅行をしないので、そのときには奥方にもお会いできるという希望が僕には湧いてきます！ 君のご家族にくれぐれもよろしくお伝えください。

古くからの変わらぬ親愛の情を込めて

君の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Karlsbad = 現在のチェコ北西端の温泉地で、チェコ語形カルロヴィ＝ヴァリ (Karlovy Vary)。19世紀後半当時はオーストリア帝国の領土内にあり、カールスバートと呼ばれていた。イェーリングがしばしば行っていた、当時の有名な保養地である。ちなみに歴史上では、1819年のメッテルニヒ主導の「カールスバートの決議」が有名である。ブルシェンシャフト運動の禁止や大学教授とその教授活動に対する監督強化、出版の事前検閲などを議決したドイツ連邦の主要邦国大臣会議が開かれた場所であった。ちなみに、1888年9月15日付けビスマルク侯宛てのイェーリングの手紙は、ここカールスバートが発信地となっている。平田訳「ビスマルクと3つの戦争——『友人宛書簡集』から」(岡大法学会雑誌、第57巻第2号、2007年)において、当該書簡およびビスマルクによる「イェーリング70歳誕生日への祝賀状」が訳出されている。

114. An Frau Auguste von Littrow=Bischoff.

Göttingen, 10. August 1879.

敬愛する夫人であり友である人！

貴女の手紙に私は深く感動致しました——このような温かい感情味のある手紙を書けるのは通例ご婦人方のみです。そして、まさしくわが娘の婚約に寄せられた、男性と女性双方の友人たちからの多くの手紙もまた、この両性の対照性を明らかに示しています。男性陣からのほとんどの手紙がいかに冷静で客観的なものであり、女性陣からの手紙がいかに温かく心のこもったものであることか！ 貴女の手紙からは、慶び事に参列できることの嬉しさとともに、同時に夫を亡くした人の深い悲しみのトーンも感じ取れます。私にはそれがとてもはっきりと感じられ、それ以外には考えられません。なにしろこの私でさえ、貴女のことに思いをはせるときには、貴女の亡くなられたご主人に対する思い出を抑えつけることができないのですから、また、なにしろ、死によって2度も愛する人を自分の傍から奪われ、そして、そのような深い悲しみの後にやって来る、恐ろしいほどの寂寥感を知っているこの私でさえも、夫を亡くした妻の悲しみは、妻を亡くした夫のそれよりもずっと長く後を引き、消し去れないままに違いない、とそう思わずにはいられなかったからです⁽¹⁾。というのも、男には職業というものがあり、そのお陰で嫌でも自分の力を日々新たに発揮しなければならず、また自分の思いも別の方向に導いてもらえるからです。しかし、その職業を家庭に吸収されてしまった女性の場合には、夫の死はただその悲しみに沈む時間をより多くもたすだけです。インドの未亡人について、すでに私もまた論評したことがあり、そのコメントは危うく『法における目的』の中に取り込まれるところでした——その習俗がまた、それほどおぞましいものでなかったならば、それは最も美しく最も詩的な形態であると言うことができたかもしれません。そこには、愛における一体性の理念と、同時に妻の全存在が夫の存在を前提にしたものであることもかつては表現されていたからです。——妻は、夫が亡くなったとき、焼身自殺をする⁽²⁾ののですが、妻が死んでも、夫はそうはしません。妻が自分の傍から奪われたときでも、夫はなおも生き続けるのです。

——『権利のための闘争』の献辞⁽³⁾が新しい住まいに移られた貴女に大いに役立ったことに、私はとても興味をそそられました——その小冊子は祝福を受けました、それには貴女ご自身が参与されていたのです！ 貴女への思いがその体裁に関しても私を奮い立たせ鼓舞しなかったならば、私がその著書を男たちだけにに向けて書いていたとしたならば、その本は、体裁に関しては、それほどまでに細心の注意を払って仕上げられなかっただろうし、そのときにはまた成功も収めることはなかったでしょうに——ですから、その著書は貴女の目に見えない助力のもとにできたものなのです！ ついでに申せば、恐らく今年中にはアメリカで2つの英語の翻訳版が同時に出版されるでしょう。

貴女が『法における目的』をご理解できることには、まったく疑いの余地はありません

——一言つけ加えておきたいことがあります。すなわち、絶えず法律というルーペを使って仕事をしていることによって、より遠くのより大きな物に対する眼力が奪われるか、もしくは、弱められている実に多くの法律家たちよりもはるかによくその本を理解されていることです——その遠くの物に貴女が興味を引かれるだろうかどうか疑わしいだけです。この点に関しては、実に簡単なやり方があります。つまり、よくじっくりと考えてみることです！ 私はかつて貴女にその本を1冊も送りませんでした。もし送っていたなら、ひょっとすると、あたかも貴女にそれを読んで欲しいと強いているかのような印象を、また、私の本を読むことを1つの義務——わが女友達の義務でもある——と見なしているかのような印象を与えたかもしれないでしょう。貴女が自ら進んで読まれるのであれば、私としてはそのことをただ喜ぶばかりです。いずれにしましても、貴女が興味を引かれる事柄のいくつか、そこには見いだされると思います。第4章だけでもまずは仕上がればいいのになあ。その章は愛を取り扱っています。そして、そこでは女性に、より正確に言えば、母に1つの立場を割り当てています。そして、貴女はそのことに異存を抱かれないでしょう。——母はすべての愛の源泉であり、この世におけるすべての愛はその最初の始源において母に帰すからです。そして、貴女の信仰するカトリック教会がキリストより先に処女マリアについて語っていることは、まったく正しいことです——この世におけるすべての愛はこの女性から発しているからです。

わが著『法における目的』は、自分が何者であるかを自分にわからせてくれます。私はそこからほとんど何も作り出せなかったことで、とてもふさぎ込んでいます。なぜ私がその昔ゲッティンゲンにやって来たのか？ その唯一の理由は、私の大いなる執筆計画を実行に移し、それに手を加え改訂するための時間的余裕がここにはあり、かつ、その執筆活動にとって邪魔になるものや誘惑するものいっさいから、できる限り自由になることがここでは可能だと思ったからでした。そのことが、私の考えでは、ウィーンよりもゲッティンゲンを優先させる唯一のメリットでした。そして今では、この想定が大部分思い違いに因るものだった、と自分に言い聞かせているのです。諸々の講義や公務やその他の用事が、ここでは私の時間のかかなり大きな部分を奪ってしまいますので、学期中にこの作品を手に取りることにはほとんど意味がありません。この作品の性質上欠かすことのできない一連のつながりのある思考を行なうことができないからです。そうして、ゲッティンゲンがその他すべての点で穴をあけたままでいる大赤字を、きわめて効果的な利得によってそれなりに埋め合わせることができるというバランスがここには欠けているので、私は今やここではきわめて僅かな満足感しか得られません——そして、しばしば、本当にしばしば、私は貴女のことを思い出していました。貴女がかつて私に向かって、「わたしだったらここでは辛抱できないわ」と警告されたことがあったからです。貴女はまったく正しかった、貴女は私よりももっと遠くを見ていた、貴女は私自身よりも私のことがもっとよく分かっていました！

ここで輝かしい講義活動さえできたならなあ！ しかし、それはまったく貧弱なものです。ウィーンでかつては400名以上の受講生をもっていたこの私が、通例、講義の受講者数にお

いては、かろうじて実にその10分の1です。私が行なっている中で最良の講義、つまり、私の『ローマ法の精神』の基本的な考えをその中で展開し、その後の時代にもそれを適用してきた、私の「ローマ法史」の講義——この講義での受講者数は、先の数週間でも20-18-14名でした！ 私には自分が荷馬車業務に使役される純血馬のように思われました。1個中隊を率いて行かなければならない將軍なのに！ 私の能力および価値と、金のかかる生活と結びついているゲッティンゲンの退屈さによって引き起こされているくだらない成果との間のこのようなアンバランスは、私の上に重くのしかかってきます。私はしばしば何週間もの間ひどく、とてもひどく落ち込んでいました。そして、もしその当初だったなら、自分から告白することにはとてもあらがっていたでしょうが——今ではそうするまでになっています。すなわち、ウィーンをゲッティンゲンと取り換えたとき、私は自分の人生の中で最も愚かなことをしてかしたのです。あるいは、それはもうしてしまったことなので、私がベルリンやライプツィヒ、もしくはハイデルベルクに赴かなかったことが、その愚かなことに当たります。私は人間の能力の限度を越えることをしようとしてしまったのです、將軍からふたたび下士官になるなんて！

私の義理の息子はドイツ私法をその専門にしています。彼の処女論文は、毀誉褒貶双方の評価を受けました。きわめて不評だったのはライプツィヒのシュトッペ教授⁽⁴⁾の評価であり、非常に褒め称えてくれたのはシュトラスブルクのゾーム教授⁽⁵⁾のものでした——2人ともその専門の卓越した人物です。この両者の評価がほとんど信じられないほども違っている理由は、その学問的傾向にあります。私の義理の息子はその専門においておそらく、私がローマ法において取っているのと同じ学問的傾向を取っています。そして、2人の批評家の間柄は、たとえばアルンツ⁽⁶⁾とイェーリングのような関係にあるのです——それで貴女には十分お分かりでしょう。ちなみに私は、わが将来の義理の息子の出世に関しては、まさに原則通りに、私の影響力を及ぼすことはまったくありません。招聘に関しては、私自身のためにも、また私の家族のためにも何もしない、まったく何もしないというのが私の原則だからです。そのようなことは、われわれの関与なしに行なわれなければならないからです。私は昔から次のように考えていました。すなわち、教授というものは花嫁のようなものである。人から求婚されなければならない、彼自身がそれを求めている、と。私の息子のためにも、また義理の息子のためにも、私は何1つしないつもりです！

以上で、貴女のお手紙にあった点すべてについて触れました。そこで、いまではもう私に残されていることと言えば、正直な気持ちでもって貴女に改めて崇敬の念をお伝えすることだけです。

敬具

貴女の

忠実なる

R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) アウグステの夫Carl Ludwig von Littrowは1877年11月に死亡している。また、イエーリングは1848年に最初の妻を、1867年に2度目の妻を亡くしている。
- (2) 寡婦の焼身殉死(Witwenverbrennung)と呼ばれる、昔インドで寡婦が死んだ夫とともに生きながらに焼かれた風習。
- (3) 『権利のための闘争』には、「尊敬する友 教授夫人アウグステ・フォン・リトロウ・ビショフに 渝らぬ感謝と親愛のしるしとして ウィーンとの別離（一八七二年）にさいし 本書を捧げる」という献辞が掲げられている（村上淳一訳、岩波文庫）。
- (4) Stobbe, Johann Ernst Otto (1831-1887)：法史家・私法学者。No.93・訳注(1), 既出。
- (5) Sohm, Rudolf (1841-1917)：教会法・ドイツ法の教授。ゲッティンゲンでドイツ法および商法の教授資格も得ている。No.92・訳注(3), 既出。
- (6) Arndts, Karl Ludwig (1803-1878)：民法学者。No.71・訳注(6)およびNo.83・訳注(1), 既出。

115. An Oskar Bülow.

Göttingen, 3. August 1880.

わが親愛なるビューロ！

君の手紙を読んで僕がどんなに喜びに身を震わせたことか、言葉では言い表せません。その手紙は、今の君に対してなら発行することのできる最良の健康証明書（testimonium sanitatis）となっています。僕が以前から君のものだと知っている昔ながらの、完璧で、元気な心臓の鼓動がふたたび戻ってきたのです。近年の重病のせいで君にのしかかっていた気の重さは何1つそこには見られません。その手紙からは完璧な健康しか感じられないのです。君ならびに奥方や子どもさんたちに対して、このようにすっかり治癒されたことについてお喜び申し上げる次第です！

おそらく9月末に妻と一緒に君を訪ねることになるだろうが、そのことについて君に知らせるべく、ここから何行かにわたって書きます。僕の予定としては、8月14日にカールスパートに向けて旅立ち、そこで療養した後、レーゲンスブルク、パッサウ（ドナウ河下り）を経てグムンデン、イシュル等々を巡り、そこからマンハイムを通して帰途につくつもりです⁽¹⁾。マンハイムにはおよそ9月21日から24日⁽²⁾まで滞在し、そこから君のところを訪ねられればいいのになあ、と思っています。すなわち、おそらく9月24日に君と会い、1日君のところで静かに過ごして、9月25日にはふたたび旅立つことができれば、と。月曜日、9月27日の午前中には『目的』の傍に座っていなければなりません。というのも、丸6週間も留守にすることになるので、もう11月には印刷が始まる予定の『目的』に当てる時間を、もはやこれ以上失うわけにはいかないからです。僕はカールスパートの後およそ6週間後⁽³⁾に君のところを訪れることになるので、君は理解してくれると思うのですが、君のところで「ディナー」をとるわけにはいきません——僕は、君や奥方を味わうために行くのであって、君たちを食べるために行くのではないからです！したがって、本末転倒のやり方ではなく、正しいやり方で君の友情を見せてくれるよう、くれぐれもお願いします。そして、君自身がそうできるためにも、昼食には誰もお客を呼ばないようにお願いします——僕たちは僕たちだけで会いましょう。君のところで1日半の間、ゆっくりと過ごせることをとても楽しみにしています。

コーラー⁽⁴⁾が君を称えた素晴らしい賞賛の文書を受け取りましたか？僕にはそれがとても嬉しかった。

僕の風変わりな著作（opus）⁽⁵⁾をこれに同封して君に送りますが、残念ながらその本を君に譲ることはできず、僕の滞在中に返却してもらわなければなりません。それには、『無名者の手紙』の続編が載っています。僕はそのプランを僕の苦悩時代以前に構想し、最初の2編は当時まだ高揚していた気分の中で仕上げたものです。そこにはほとんど嘲笑の響きがあります。君には言いますが——当初とっていたトーンに引きずられ——心が千々に乱れた最悪の時期には、そのような悪ふざけをやらかしていたのです——僕は自分で

は、心に大きな苦悩を抱えつつも、観衆の前ではふざけていなければならない喜劇役者のように思っていたのです。しかし、自分に無理強いをしていたのです。そして、この事態ももう終わったことが分かりました。僕には以前にすでに経験したことだった！ 亡くなった妻〔2番目の妻イダ、1867年死去〕が力なく死に向かっていたあいだじゅうずっと、僕は『債務要素』を書いていたし、彼女の死後の数週間の内に占有論文を書き上げていました。そして、今の妻〔3番目の妻ルイーゼ〕がウィーンで死に神と戦っていたとき、僕は受動的効果の論文を書きました。君の言うことは当たっています。つまり、ひとかどのことをなし遂げるのできる男というのは、家が頭上に倒壊して来ようとも、自分から止めてはいけません——それが、彼にとっては自分自身を見失わない唯一の手段なのですから。

9月7日か、もしくは8日までは、君からの手紙はカールスバートで、すなわちベルヴェデーレのヒルシュシュブルンク気付で受け取れます。その手紙で、君のスイスでの後療法が最良の結果をもたらしたとの知らせが届きますように。

わが家一同からお宅の皆様へ心からのご挨拶を

君の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Karlsbadは現在のチェコ北西端の温泉地、Gmundenはオーストリア中部にあるトラウン湖北端の町で、ザルツブルクの東方に位置する。またIschl [=Bad Ischl] は、グムンデンの南方にある町。ビューロはこの時テュービンゲン大学の教授であった（1885年にライプツィヒに移る）。現在のチェコ、オーストリア、南東ドイツ、南西ドイツなどを巡る1ヵ月半の長期保養旅行である。
- (2) 原文では「August」とあるが、明らかなミスなので「9月」と訂正しておいた。
- (3) 原文では「zwei Wochen」とあるが、これも明らかなミスゆえ「6週間後」と訂正しておいた。
- (4) Kohler, Joseph (1849-1919)：ヴェルツブルク、ベルリンの教授。「何でも屋コーラー」と称されるほど、法学の多分野で活躍。ヴィルヘルム時代の最大の法学者とも言われる。No.109・訳注(2)、既出。
- (5) この段落中に挙げられている作品は、以下の通りである。最初の風変わりな著作は、Plaudereien eines Romanisten, März-Juni 1880であり、次の『債務要素』はDas Schuldmoment im römischen Privatrecht, 1867、3番目の占有論文はBeiträge zur Lehre vom Besitz, 1868、最後の受動的効果の論文はPassive Wirkungen der Rechte. Ein Beitrag zur Theorie der Rechte, 1871である。

116. An Oskar Bülow.

Göttingen, 24. Dezember 1880.

わが親愛なるビューロ！

今はクリスマスの夕べです——クリスマス・プレゼントを渡すまでにまだ30分あります。僕の方は自分のしなければならないことはやり終えていて、家族の方の準備が終わるのを待っているところです。その短い時間を使って、ちょっと君に手紙を書いています。何ヵ月ものあいだ僕からの便りを受け取っていない君や、友人の幾人かに手紙を書くのは祝祭日のときにしようと、もうかなり前から考えていました。そう思っていたので、他の読み物はすべて後回しにして、君の最新の論文はすぐに読みました。ところが、今しがた受け取ったばかりの君の手紙によって、早くも今日僕は筆を取る気になったのです。

まずは君からの手紙2通、本当にありがとうございます。それらの手紙は、僕にとっては君が健康であることの喜ばしいしるしであり、君の親愛の情の証と思われたし、今もそう思っています。僕の方では君と別れたときにすでに、僕からの便りをすぐに受け取ることはないだろうという心構えを君にさせていました。僕は以前かなり長い間ずっと個人的交際にばかり気を使っていたので、しばらくの間は自分自身のなかに引きこもっていなければならないと感じていたし、実際、何ヵ月もの間ずっと外に対してはほとんど絶対的な沈黙を守ってきたからです。

もし誰かに手紙を書くとしたら、ここ何ヵ月かのうちにまず君に手紙を書かなければならなかったでしょう。僕が妻と一緒に君の家で過ごした、とても楽しかった日々のお礼を言うためにです——今、ベルが鳴ってます！ クリスマス・プレゼントを渡す時が来ました。

25. Dezember.

クリスマスの朝には感謝の気持ちから外に出かけます——おそらく多くは書けないでしょう。というのも、これから教会へ行くつもりだからです。したがって、この手紙は3回の中断を経て書き上げられなければならないことになります。

一五

あの時テュービンゲン経由の帰路をとったことを僕はとっても喜んでいます⁽¹⁾。君と一緒に快適な時間をまた昔ながらに過ごせたのみならず、君の素晴らしい家庭の幸福を、もちろん君の手紙に書かれていたことから知ってはいたのですが、それをじかに自分の目で見分かったからです。君の家庭がどれほど心地いい印象を与えてくれたことか——君の愛らしくすばらしい奥方は、つき合えば、必ず愛情を感じずにはいられなくなる人ですし、また、君のすてきな子どもたち、さらに魅力的な住宅——本当のところ、幸福そのものが君の家に居を構えているようです。その上、君はふたたびまったく親父さんに戻り、君の

明るい笑い声、君のユーモアは、体の健康とともにすっかり元に戻っています。僕が持ち帰ったのは、実際のところ素晴らしい印象でした。そして、その印象は、半年前にはまだとても重苦しい気持ちで君のことを心配していた僕にとっては、それだけいっそう快いものでした。今の君の健康がずっと続きますように——それから君にはどこにも悪いところなどありません、幸いにも皆無です。というのは、目一杯に頑張るために、実際、身体の健康とともにまた創作のための力とやる気が君に戻ったからです。それは、僕たち文筆業の者にとっては同じく十全なる幸せの中に数えられます——僕たちにその力とやる気が欠けているとき、また、自分自身に満足してはいないと自らに言い聞かせなければならぬとき、それ以外のものの何であれ、僕たちにとって益になるものがあるだろうか？ 君の最新の論文からは、まさに創作することができるようになって嬉しくてたまらないという気持ちが伝わって来て、次のような印象を受けました。あたかも、一時的な身体の麻痺のためにいっさいの楽しみ事から身を引かなければならなかった若者が、病癒えて息を吹き返し、ダンス・ホールにやって来て、今や嬉しくて嬉しくて居ても立ってもいられず、ともかくこれまでの埋め合わせをとことんやってやろうと、歓声をあげ、帽子を空中に投げ上げるかのような印象です！ 君にとって自分の置かれた状況がいかに心地よいものだったか、僕はあの論文の至るところで、そんな君の気持ちを感じることができましたし、また、君のなかには僕自身がいるのを再確認したのです。僕は仕事をする際には通例、ただ頭でもってだけではなく、心でもってもしていたからです。

君の論文⁽²⁾の根本理念はまったく正しいものです。ただ僕が思うに、その着想の捉え方について君の論敵たちの間に諸説あることを、君は余りにも真面目に考えすぎています。彼らが君とは違うことを考えていることはまずないだろうし、ただその表現が不器用だっただけなのです。しかし、それにもかかわらず、正しい考え方は正しく把握し理解されなければならない、と君が強く主張する点はきわめて多とすべきことです。しかし、法を通じて用意されなければならない1つの機構たる民事訴訟法のために君が正当にも主張していることが、実体私法にとっても同じ妥当性を要求できるかどうかは、僕にはやはり疑問しいと思われます。後者〔実体私法〕にとっては、ともかく自律性の原則が原動力となっています。そして、この自律性は法律によってあらかじめ指示される軌道を守らなければならないものだということが正しいとしても、それにもかかわらず、法律に対してもっている自律性の地位というものは、ただ抽象的なものを実現すべきであるというような地位ではありません。つまり、単に与えられた指示のみを実施すべきであるという侍女の地位ではなく、主人としての地位、創造者としての地位なのです。自律性が生み出すものは、法律の期待通りのものだけではありません——父親は息子の結婚に許可を与えることはできますが、しかし、息子が授かる子どもは、どのみち父親の子どもではないのですから。

このような私法の側からすれば、君の見解は異議を申し立てられることに対して覚悟を決めておかなければならないでしょう。一方、訴訟法の側からすれば、君の考えは間違っていないと認められるでしょう。そして、君が元々狙っていたのは実にその点だけでした。個々の点において、君の論文は多くの妥当な見解を含んでいます。とりわけ僕の法の強制

的性質説にとってはそうでした。僕の説に対しては、例外的に強制がその機能を發揮しないケースが対置されてきたからです（元首——国際法）。最上級審における法的保証の機能不全に関する34頁の見解は、きわめて価値高いものです。ですから、僕は『法における目的』の中で、それを利用するチャンスを必ず作るつもりです。その見解は本来的には自ずと理解される類いのものですが、それにもかかわらず、その関係がどういふものかがまづ明らかにされなければなりません。そして、僕はそれをまだやっております。

君のこの論文においても、僕たちの方向が同じであることを再確認しています。それは、ほとんどの人が行っているような、君も用いる形式主義的観点ではなくて、別のもの、実践的な見方です。われわれの言葉で言えば、目的から取り出されたものです。それは事物を考察する際のあのやり方です。それは、僕が自分のなかで時間をかけるだけかけて、よりいっそう豊かに育んできたものです。

したがって、君にもお分りのように、僕が君の論文に功績あることを喜んで認めるならば、他方で、僕にはその論文を抱いた異議を1つ1つ友人として君に知らせる義務もあると思っています。

第1点：注が長すぎます！僕は脚注制度をわれわれドイツ人学者の1つの悪習と見ています。それは僕の眼には、素材が正しく配置されなかった証拠と映ります。僕の場合、自分がつけようと思う注1つ1つについて、その内容を本文に持ち込めないかどうかを自問します。そして、それから長い熟考を重ねた後、それが可能であるばかりでなく、それによって初めて正しい配列と完全な思考連関が作り出されることも分かるのです。しかし、もちろん、それはしばしば実に多くの労苦を要します。つまり、思考素材全体を何度も繰り返し鋳直さなければなりません。脚注というものは、本来的にはただ引用文、典拠、そしてせいぜいのところあまり重要でない副次的な問題点だけを含むべきものです。それらは通常の読者なら読み飛ばしていいものです。ついでに言うと、B某氏の形而上学に対するあてこすりは、たしかに当を得たものでした——そのような悪趣味は、現代ではもう不可能なものとは僕は思っていたのになあ。

僕の第2の異議は、君の論文の長所のもつ裏面に関連するものです。君の論文は、思考の流れるがままに書き下ろされています。この事情のお蔭で、この論文は流暢さと新鮮さを生んでおり、それは僕がきわめて高く評価する1つの長所です。しかし、そこから同時にまた、ある種の冗漫さが生まれて来ていました。その冗漫さは、たしかに口頭での講演の場合ならば、まったく所を得ていますが、しかし、文章表現においては、後からの修正とブラッシュ・アップを加えることによって除去されなければならないものです。基本思想が余りにしばしばくり返され過ぎています。つまり、基本思想は1度まったく明確かつ汲み尽くされる形で表現され、それ以後はとにかくそれを引き合いに出すだけで十分だったでしょうに、それなのに、きわめて多様な言い回しでもって何度も言い直されています。また、1つ1つの文さえもが僕にはここかしこで冗長すぎるものになっていました。もっと軽快にかつ簡潔な形には作れなかったものか。論文全体からは、心にあふれていることを語る⁽³⁾誰かさんの口頭での講演のような印象を受けます。つまり、その人は自分の気持

ちをまったく抑えることなく、自らの全主観性をその自然のままに活動させているのです。そこには直接的にかつ今現在の時点で感じられたことの温かみがそのままにこもっています——それはある種の熱狂主義のバトスだ、とさえ僕は言いたい。——しかし、文字で書かれる論文には、まさに口頭での講演とは異なる別の決まりがあります。

君に対し、友人としてあけすけにかつ正直に自分の印象を語ったことを許してくれたまえ。僕は自分にはそうすべき義務があると思ったからです。もしかすると君は次のように言うかもしれないでしょう。つまり、「君には他人の些細な欠点は見えるが、自分の大きな欠点は見えていない」⁽⁴⁾、そして、「自分は進んで次のことを認めるつもりだ、すなわち、以前に書いた自分の作品を今読み返すとしても、同じようにあふれ出る主観性の感情は変わらない——ただ現時点では、自分はより冷静にかつ冷めた目で見えており、それゆえ同時により客観的になっている」、と。いずれにしても、僕は、この論評によって、自分の作品を喜んでいる君に横やりを入れているのではないかと心配しているわけではありません。というのは、この論評がもっぱら言及している副次的な事柄は、この作品の価値とは本質的に関係のないものであり、学術文献としてのその成功に対してもいささかも傷つけるものではないだろうからです。

新年にあたり、何をさしおいても君のこのみずみずしい創作力が持続されますよう、そして、すでに約束済みの新しい論文において君が近いうちにこのことを証明してくれますように、と願わずにはられません。

僕自身については、必ずしも快活な状態にあると報告できるわけではありません。数ヵ月来というものは、僕は『法における目的』にさんざん手を焼いていて、そこから実に一歩も前に進めていないのです。というのも、呪うべき批判主義が、文章表現の様式に関して僕にペネロペの運命⁽⁵⁾という刑を言い渡したからです。僕は君とは正反対のやり方で論文を作ります。つまり、僕は小心翼翼として、批判ばかりが気になるので、そのせいで、自分の考えを最終的な形に仕上げ、確定稿の形にする踏ん切りがなかなかつかないのです。もっといい表現ができたのではないかという疑念が、いつもおのずと心に湧いてくるのです。ですから、僕の論文作成は、学術文献におけるベツレヘムの子殺し⁽⁶⁾です。神よ、もっと良き文章になされ給え！ 僕は自分の作品をもっと以前に書きあげなければならなかったであろうが——今や老齢が僕を襲い、僕から作り上げる力を奪っている一方、批判力は不釣り合いなほどに高まってしまったのです。

ブルンスの死⁽⁷⁾は、僕にはとても大きなショックでした。法学は彼の死によってとても大きな損失を蒙りました。ペンディングの企画した叢書シリーズ⁽⁸⁾中の彼のパンデクテンの作品は、たしかに非常に優れたものになっていたことでしょうが、結局、書かれないままになることでしょう。僕の考えによれば、ヴィントシャイトはベルリンに行かなければならなくなるだろう。というのは、そうすれば、民法典起草委員会に対して彼がいかに協力するかという問題も最も簡便に解決されるからです。僕はベルリンへの招聘が自分のところには来ないようにと本当に願っています。運命が僕にそのような決断をさせないでいてくれるならば、その方が、自らその決断をすべきことになるよりもはるかに好ましいこ

11 イェーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872-92年②)

とです。

この時期に僕は、シュテイツィング⁽⁹⁾の『法学の歴史』を読み、すっかりそれに魅了されました。その本はともかくわれわれが長い間知らないままで来た作品です——教えられることが無限にありますし、その上、素材を完全に使いこなしており、また叙述もきわめて魅力的です。

家族の者たちがくれぐれもよろしくと申しています。僕とともにビューロー一家全員をととても温かい気持ちで思い出している妻がとくによろしくとのことですよ。

君の

R. v. イェーリング

[訳注]

- (1) No.115のビューロー宛て手紙(1880年8月3日付け)を参照。
- (2) 上述の箇所でも「君の最新の論文」といった記述があるが、それらはいずれもCivilprozessualische Fiktionen und Wahrheiten, in: Archiv für die civilistische Praxis, Bd. 62, 1879を指すものと思われる。
- (3) ここの表現は、マタイ12,34:「心にあふれていることは言葉となって口に出る」を想起させるものである。
- (4) ここの表現も、マタイ7,3:「他人の些細な欠点は見えるが自分の大きな欠点は見えない」を想起させるものである。
- (5) ベネロペの運命: 夫の留守中求婚者の誘いを断るために、棺衣を織り終われば求婚に応じると称して、昼間は織り、夜にはほどこき、それをくり返したというオデュッセウスの妻ベネロペの神話。
- (6) ベツレヘムの子殺し: ヘロデ王の命令によるベツレヘムの2歳から3歳の幼児皆殺し事件。キリストはあやうく難を逃れる。
- (7) Bruns, Karl Georg: 1816年生れ, 1880年12月10日に死去。No.96・訳注(4), 参照。
- (8) Das Systematische Handbuch der deutschen Rechtswissenschaftを指す。
- (9) Stitzing, Roderich von (1825-1883): 1825年生れ, 1852年ハイデルベルクでローマ法の教授資格取得。1854年バーゼルの正教授, 1857年エアランゲン, 1870年ボンの正教授。1883年死去。主著のGeschichte der deutschen Rechtswissenschaft (1880-84)は有名な書である。No.74・訳注(3), 既出。

117. An Frau Luise Gleim⁽¹⁾.

Göttingen, 20. Mai 1881.

敬愛する御夫人！

先週ハンブルクから届いた小包には驚かされました。それには見事なヒラメが入っていて、それは該地の魚商と称する J. J. リューデマンなる人物が、私が海魚好きであるという情報だけに基づいて、運送料無し、関税納付済み、かつ無料で私宛てに送付したものであったからです。私はすでに人生において多くのことを信じてきましたし、また信じなければなりませんでした。しかし、神学者ではないので、ありえないことを信じなければならない義務は私にはありません。もしリューデマン氏がわが学部で商法の私講師になりたい、もしくは、法学博士 (Doktor juris) の称号によって自分の商売に新たな箔をつけたいと望んでいるのであれば、ヒラメの送付を——通常のやり方ではないにしても、よく考えられ、私の弱点を巧みに突いた——売込みのやり方だとみなすこともできるでしょうが。私にはそうだと推定するだけの決心がつきません。同じく、彼が暇な時間を——私の『ローマ法の精神』を——読むことにあて、そして、その本に大いに感激したので、彼の感謝の気持ちをヒラメの形にして表わさざるを得なかった、ということが本当のところらしいなんて、夢にも思いません！ 私はむしろ、J. J. リューデマンの背後には誰か他の人物が隠れていて、その誰かは私がとても海魚好きなのを知っており、そして私に知られないように自分の身を隠すためだけにリューデマン氏を利用しているにすぎない！、と考えています——この人物の顔を覆っているベールを剥がすことに私がとても強い関心を抱いていることは、貴女にもお分かりになるでしょう。警察に助力を求める、この事件はそんなやり方に適したものではありません。ですから、1人の私人に仲介の労を取ってもらうこと以外に、私に残された道はありません。このような手間暇をお願いできるだけの親しい間柄にあり、かつ、ハンブルクにいる唯一の人として貴女に白羽の矢が立った次第です。しかも、貴女はこのような資格と同時に、この任務を引受け、成功に導くために必要な外交的手腕をも併せもつ人だからです。直接その男 [= リューデマン] に照会しても貴女に何の返事も寄こさないことは確実です。彼は、私の知己を得るためだけに、それを送ったのだという立場を貫くでしょう。したがって、ずる賢く策略を使わなければ、私たちの目的は達成できません。つまり、遠回しに彼に探りを入れてみる、たとえば、話題を私のことに持っていく、私から聞いたところによれば、ヒラメはとても素晴らしく、とてもおいしかったと言っていたし、送り主に大いに感謝しているとも言っていた、また、私の海魚好きすらもその人の耳に届くなんて、私の名声はいかに遠くまで広がっているのか、などと。送り主を突き止めることに貴女が成功すると確信していないのであれば、貴女と知り合いになる必要なんてなかったでしょうに！ しかし、万一発送人 [= リューデマン] がまったく期待に反して、貴女の巧みな口説きに逆らったりするならば、こう言ってやりなさい。すなわち、自分は、あなたを通して送り主の人に深甚なる謝意を示したいという

9 イェーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872-92年②)

私の依頼を受けただけである、と。貴女に重荷を課するような頼みごとをして申し訳ありません。他の人を見つけ出そうと何度も考えを巡らしてみましたが、いつも貴女に舞い戻ってきました。ちなみに手紙でお返事を下さる必要はありません——ご尽力の結果を口頭でお知らせ下されば、それで結構です。でも、それほど長く待たなくても事が済めばいいなあ、とは思っています。庭でホイスト・ゲームのできる時節がまた近づいてきました。もし貴女が盲目同然の人を相手にされるのなら、そのとき貴女は、私をコテンパンに打ち負かすほどの大勝利を手にするものと思います——それはヒラメ事件に際しての貴女のご親切に対する褒賞となるでしょう。

ここ私たちのところでは、すべてが希望通りにうまく行っています。——私の家族の者たちが貴女にくれぐれもよろしくとのことですし、また、私も含めて皆が貴女とエマ嬢のお帰りを楽しみにしています。先日の騒ぎ——学生たちのビール騒動について、貴女はきっと新聞で読まれたことと思います。私たちもまたともかく新聞紙上で世間の評判となり、上流社会の視線を私たちに引き寄せるなら、それは、私たちゲッティンゲン大学の者にとって精神を高揚させてくれるものです——私たち教授連はそれに成功していません。それをもたらした学生たちに感謝しようではありませんか！

周知の間柄にあり

心からの敬意を込め

貴女の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Frau Luise Gleim：1819年ハンブルクに生れ、ゲッティンゲンでは寡婦として暮し、1900年に死去した。(原著のRegister der Briefempfängerに拠る。)

118. An Julius Glaser.

Göttingen, 24. Mai 1881.

わが親愛なるグラザー！

僕は、個人的に知っているヴェルツブルクのコーラーから、デメリウス⁽¹⁾に代わってブラハへ招聘されるよう尽力してほしいと頼み込まれています。僕には、この件で影響力を行使できるような人物として、君とウンガー以上に親密な関係にある人は他におりません。しかし、ウンガーは、僕の推測を言わせてもらえば、今は上部イタリアに居ると思います。そこで、君には誠に申し訳ないのですが、君に頼まざるを得ません。君が現在の内閣において何らかの影響力を行使できる状況にあるのかどうか、また、君がコーラーのためにその影響力を行使する気があるのかどうか、僕には判断を下すことはできません。いずれにしても、僕は自分の力量内でできることはしました。自分に何の関係もない招聘問題に口出しをすることは、僕自身、とても意に沿わない事柄です。そして、おそらく君の場合も事情はまったく同じだろうと思いますが、僕としても、残念ながら、その種の無理難題を必ずしもいつも拒否するわけにもいきません。コーラーを推薦するに当たって、以下の点も付け加えていいと思っています。すなわち、僕は彼を非常に才能ある人と見なしていること、彼がここ数年来最も重要な能力を発揮していると認めていること、そして、彼には輝かしい将来が待ち受けていると予言できることの3点です。しかし、残念ながら、彼がひどく高慢で、横柄な気質の持ち主であるがゆえに、どこでもとても嫌われていること、そのため、そうでなければ彼にふさわしいはずの外面的な成功をドイツで手に入れることは難しいだろうということについて、口をつぐんでいるわけにも行きません。——そのため、彼は今やオーストリアに目を向けているのです！

君の旅行計画はどうなっていますか？ 君の旅程がこの夏ふたたびゲッティンゲンを経由するという希望を抱いても構いませんか？ そうだと伝えてくれれば、僕はとっても嬉しいのですが。

願わくは、君と君のご家族が思い通りに行きますように。奥方には僕からくれぐれもよろしくお伝えください。

古くからの変わらぬ友情を込めて

君の R. イェーリング

〔訳注〕

- (1) Demelius, Gustav (1831-1891) : 1857年クラカウに呼ばれ、1862年グラーツに移り、何度も他大学への声がかかるも、1881年にウィーンに移るまで、そこに留まったとされる。この文脈では、1881年当時ブラハへの招聘話がデメリウスにあったと推測される。結局のところウィーンに移っている。なお、当時のブラハはまだオーストリア帝国領土内の都市であった。ちなみに、チェコスロヴァキアがオーストリア帝国から独立するのは1917年のロシア革命の年である。

119. An Oskar Bülow.

Göttingen, 11. November 1881.

親愛なるビューロ!

君の前便は嬉しいことばかりです。すなわち、奥方の産後の良好な経過と君の新しい学術論文の完成。——奥方がやっと出産を終えたばかりなのだから、君は君で精一杯働きなさい——子どもたちと本と順ぐりに (liberi, libri reihum) 精を出しなさい。自分の名前が後世に残って欲しいといつも気づかていなければならない本物の学者にとって、まったくそれにふさわしいように、子どもの世話もし、本も手に取って下さい。生身の、飲み食いしている、並びに、印刷され製本された本の背表紙にある名前を名乗っている人を通じて、規則正しくそうするのです——だから、ビューロという名前のことは心配のないようにしてあります!

君の問い合わせによって、僕は当該の文書を僕宛てに届けさせる気になりました。そして、そこから必要な情報を君に伝えます。わが学部の評決団は、1879年10月1日以前の時期に本学部へ送付された案件について判決を下すことを、大多数の賛成によって (per majora) 拒否しました。ツィーバルト⁽¹⁾はその当時、案件毎に投票するべきだと主張していました(それについては、君は自分で手に入れなければなりません。僕自身は、それについてツィーバルトにお願いしたいと思うほど、彼と仲がいいわけではないからです。それゆえ、君の方で直接彼に問い合わせしてみてください。ただし、僕を引き合いに出すことなく)。第2の案件が届き、第1の案件の場合と同じように、学部内の意見の分裂を惹き起こしたので、本学部は、ここの大学事務局の仲介によって(そこを通してすべての案件は政府に届けられます)文部省の決定を求めることに決めました。その申請文には、文字通り次のように書かれていました。すなわち、

「K. 大学事務局の上層部は……判決団の解消が許可されることを望んでいます」(1879年12月30日付け)。

それに対する文書による回答が事務局に届きました(1880年4月30日付け)。そこから以下の部分を文字通りに伝えと、

七 「……本官の見解によりまして、各法学部附属判決団が維持されるべきか解消されるべきかという問題は、わが国の諸大学にとって共通に決定さるべき事柄であるということ、そして、判決団の1つ1つが個々に廃止され、それ以外の残りの判決団は引き続き存続するかもしれないというのではないこと。しかし、なおまさにちょうど今、もう1つ別の法学部が自分たちの判決団そのものが存続するのかどうかを確かめたいという要望をあからさまに本官に知らせて来たので、本官はそれだけいっそう次のような懸念を抱くのである。

たとえば、その学部申請に関連して、ただちに一般的な方針を立てることに着手すべきなのかどうか、という懸念である」。

僕がこの文書を通読してから分かったことは、あの時、僕はその事案の状況を君に正確には伝えていなかったということです。もはや訴訟案件を受け付けられないというわが学部の決定によって、この問題はわれわれにとっては实际的な利害関心を失ってしまったので、また、僕は以前に、つまり、われわれがベルリンに顔を向ける前に、政府の見解によれば、諸大学の学部判決団の活動は一時停止しているということを、信頼できない筋からの情報ではあったが、はっきりと聞いていたので、その件を明確に思い出しそびれていたのです。ちょっと自分の恥を告白しなければなりません、僕はここ数年来、わが大学の評議会および学部の案件に対する関心を失うとともに、その件についてもまた覚えていなかったのです。それはちょうど、何週間経った後で、あのときに何があったか、もはや分からないということがしばしばあるのと同じレベルの話です。したがって、僕が君に虚偽報告をしたのであれば、お詫びし、今ここでその埋め合わせをします。

あの政府からの文書回答以来、わが学部には1つの訴訟案件も届きませんし、また、政府の意見表明もありません。わが学部の現スタッフの中では、判決団は、無頓着に引き続き——まったく無意味な聖遺物そのものの役割を演じています。たとえば、鑑定書の交付を求める要請書が届いたとしても、そんなことはこの数年間起こってもいないのですが、その要請書は、わが学部の上述の決定に従って学部判決団の正教授から学部長に送られ、学部長によって処理されなければなりません！

僕の講義の受講者数は、現在の、実にささやかな数になってしまったゲッティンゲン標準からすれば、相対的にきわめていい位置にあります。債務法では60名の受講生がおりますが、物権法ではもちろん40名にすぎません。僕は久しいあいだ、ウィーンでは400名以上いた受講者数が10分の1から8分の1ほどに引き下げられてしまったという思いに囚われていました。何のためにこんな犠牲を払うことになったのか、自分では分かっているつもりです——僕の本来的な受講生は、僕の諸著作の読者であり、この種の受講生は年々増えているのです。——つい最近、僕は『法における目的』のロシア語翻訳版を受け取りました。また、北アメリカにおいてさえも僕の諸著作の読者層は拡大しました。あるアメリカの雑誌に載った、僕の『法における目的』の書評は、僕の著書のいずれかについてかつて行われた書評のなかで最も輝かしいものです。このようにして、人は自らを慰める術を身につけなければならないのです！

ゾフィー夫人にくれぐれもよろしくお伝えください。

君の

R. v. イェーリング

六

〔訳注〕

- (1) Ziebarth, Karl (1836-1899)：刑法・訴訟法学者。当時ゲッティンゲン大学でイェーリングの同僚だったが、親しい間柄ではなかったようだ。No.92・訳注(5)、既出。

120. An Karl Binding.

Göttingen, 15. Oktober 1883.

わが親愛なる友よ！

貴方の手紙は効き目ありました！ 私は、『法における目的』第1巻の第2版を完成させるやいなや、その日の一部を、つまり、夕刻の時間を必ず『法史』⁽¹⁾に充てるつもりです。もっと言う、これがうまく行くとして、妻に口述筆記させることによってです。とても多くの人が私にはその才能があると認め、そして、その才能を彼らは羨むのですが、その才能を本当に天が授けてくれていたならばいいのになあ、つまり、容易に叙述できる能力という才能のことです——その場合なら、私がとても長い間育んできたアイデアをまとめ、世間に伝えることは、私にとってどれほどの喜びをもたらしてくれるものとなっていくことでしょうか。私自身の願ひ事は、この抱いたアイデアが私とともに失われていくことがないことだけです。そして、貴方の判定評価は、またしても私とそのアイデアの価値を信じる力を強固なものにしてくれました。

とはいえ、私にはあの才能は欠けています。少なくとも、最初の一筆で書いたものに満足できるという意味においては、あの才能はありません。私はこれまで生きてきた中で、何か止まって動かなくなっているものを紙に書き留めたことはまだ1度もありません。私は絶えずそのアラさがしをして訂正し、多くを4-6回書き直してきました。残念ながら、最後に書いた文章が最初に書いた文章より悪くなっていたという結果になることも稀ではありません。

五 そのように私が文字通り自分自身を信頼することなくその仕事に取り掛かるならば、また、その仕事が今ある場所から前に進んでしかるべきであるとするならば、私は高齢になった今ですら別の人間にならなければなりません——私は私自身が満足いかないものをそのままにしておかなければなりません。これは私自身との永遠の闘争であり、著述家と批評家との意見が絶えず分かれていることになるでしょう。それにもかかわらず、私は試みてみるつもりです。その試みは目前に迫っている冬学期の間中ぶっ通しで続けられるはずです。その場合には、私は完成したものを貴方とハルトマン⁽²⁾に送り届けることになるでしょう。貴方には、私が恥をさらすことなく、それを出版できるかどうかを判定してもらわなければなりません。私が自分自身をいかに信頼していないか、そのことを誰も想像しませんし、また、誰も想像できません。なぜなら、私がいつもいつも実にひどい出来ない物のためにいかにさんざん苦しんできたかを誰も知らないからです——世間は完成した作品しか知りません。ただ1人私だけがそれがどのようにして出来上がったかを知っています。

オースターの頃、私がイタリアへ旅行するとき、私たちは会えるでしょう。ライブツィヒに1日か2日滞在します。その時、貴方にこれ以上のことを報告しますし、作品のうちの完成部分を貴方に持って行きます。ちなみに、その作品には私の気分次第で、ある

時はこの部分、ある時はあの部分と着手されています。おそらく最後には〔ローマの〕最古の制度が続く予定です。

心からの挨拶を込めて

貴方の R. v. イェーリング

〔訳注〕

- (1) ビンディングが編集している法学叢書シリーズ (Das Systematische Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft) の 1 冊としてイェーリングが担当している『ローマ法史』を指すと見られる。書簡集No.112のビンディング宛て手紙を参照。
- (2) Hartmann, Gustav (1835-1894) : 民法学者。1878年フライブルクからゲッティンゲンに移り、さらに1885年テュービンゲンに招聘され、その地で生涯を終える。No.104・訳注(1)、既出。

121. An Frau Auguste von Littrow=Bischoff.

Palermo, 6. April 1884.

敬愛する親愛なる友よ！

パレルモに来てから1週間になりますが、日曜の朝の今日になってようやく筆を手にしています。毎日、2, 3時間を書き物に当てること、すなわち、手紙を書いたり、講演原稿の仕上げを行うことに時間を割く決心をしていたのですが！しかし、その種の決まりを実行に移すには、パレルモはゲッティンゲンよりも難しい所です。つまり、旅行中の決まりを定めるに当たり、ゲッティンゲンでの誰からも邪魔されない私の生活を前提にし、旅行中の生活というまったく異なる状況や用事を考慮に入れていなかったということを、ここでくり返し何度も何度も身をもって体験しているところです。私がここでこれまで過ごしてきた時間は、楽しむことと楽しんだ後の休養とに二分されました。つまり、最初の2日間はシロッコが加わり、私たち自身楽しむことができませんでした。ですから、この2日間は滞在しなかったことにして構いません。その後に続く日々はもちろんその欠損を十二分に埋めてくれました。私たちは今、パレルモやその周辺の美しい風景を見てきたところです。それどころか、昨日はロバに乗ってペレグリノ山に登ってきました。その日は最も天気にも恵まれたいい日々のうちの1日でもあり、頂上ではぐるりと周りを見渡すことができました。これと肩を並べる場所は他にはまずありません。

カッシニス氏宛ての貴女の手紙を、私たちは彼にじかに手渡しました。カッシニス氏は、貴女と貴女の亡くなられた御夫君をととても懐かしいとその記憶を呼び起こし、同封のカードを貴女に渡すようにと私に預けてくれました。カッシニス氏の健康状態は芳しくなく、杖の援けを借りてようやく少し歩けるだけですし、絶えず重い頭痛に悩まされています。彼の召使いが私たちを天文台まで案内してくれましたが、そこからの四囲の眺めは魅力的であり、私たちはなかなかそこを立ち去ることができませんでした。

パレルモは、私が思っていたように、私たちのシチリア旅行のクライマックスとなっています。パレルモと競い合うと言われるタオルミナでは好天気にはまったく恵まれず、その風景のなかで荘厳さの究極点となるエトナ山はその大部分が霧に覆われ、私たちがやむなくタオルミナで過ごした3日間、頑固にも霧は晴れることがなかったのです。また、カタピアからもまたその神々しい姿を見ることはありませんでした。このようにパレルモがやはり、旅行の最初の頃に私たちの手に入らなかったものに対して、ようやく埋め合わせをしてくれたことには相違ありません。私たちはここではトリナクリア・ホテルに来ています。当ホテルは海までさへぎるものは何もなく、私が最初に選んでいたバルムのホテルとは比べものにならないほどの素晴らしい眺望を見せてくれます。もちろん、この眺望を得るには、前もって知らせてもらっていた額よりもはるかに高いペンション代を支払わなければなりません。つまり、1人につき15フラン⁽¹⁾(ワイン代と電気代は別)ですが、その代わり、私たちはここでも申し分のない生活をしています。私たちはテラスへの

出入り口の付いた2階の特別室と裏側に面した寝室を与えられました。この特別室からの眺め、並びに、テラスの利用にはさらに100フランがかかりますが、泊まっている期間中はずっと利用できるので高すぎるということはありません——私は本末転倒の節約法について貴女とおしゃべりしたことを思い出しました。すなわち、その目的のために99支払っておきながら、1を惜しんだがために、その目的が無に帰してしまうという話です。同様に、荷車を利用することに関しても僕たちはそうしました。ちなみにここでは信じられないくらい安いからです。

火曜日にはパレルモを出て、蒸気船でナポリに行きます。そこに着くまで穏やかで静かな天気が続きますように、と天に祈っています。というのも、私たちは2人とも船酔いがとても怖いからです。ナポリにはオースターの終わりまで留まり、それからローマに行く予定です。ですから旅行の身体的辛苦は過去のものとなっています。旅の初めに私たちはその辛労と折り合いをつけていました。——とはいえヴェネチアからレグジオへの旅行はとても疲れ果てました。私は2度と行きたくありません。シチリアでも鉄道旅行は、メッシナからパレルモまでの急行列車を除けば、快適なものではありません——私たちはその場からなかなか動かない鈍行列車を利用せざるを得ませんでした。そして、私が周遊旅行切符を提示し、査証を受けなければならなかった駅改札口での混雑ぶりは、思い出すたびにいつも身の毛がよだつほどのものでした！ シチリアでは社会制度の点では他の国々よりもはるかに遅れています——パレルモには住民台帳というものがありません。私は訪ねたかった人の住所を探し出すのにさんざん手こずりました。日々の楽しい催し事の情報を見つけることのできる広告紙さえありません。それに対して、シチリア人の客人歓待の良さには、私は無条件の賞賛を惜しみません。かつて私にある著作を送ってきたことのある若いドクターに旅館での宿の予約を頼んだカタニアでは、2人が車で私を出迎えてくれ、倦むことなく私たちのために彼らのできることすべてをしてくれました。同じくここでは、教授たちと学生たちとが競い合うように、私の滞在ができる限り快適になるようにと気を遣ってくれました。学生たちは、私のために明日戸外での盛大な催しを開いてくれます！ 当方としては、その催しを止めてくれたなら、とても嬉しかったでしょうが。というのも、そのためには滞在期間を延長せざるを得なくなりますし、いつもイタリア語で話さなければならぬからです——私は文法的にきちんとイタリア語を習得したことはなく、ブローケンにしか話せません！ 昨日の夕べ、私はある会合で同じく間断なくイタリア語で話さなければならなかった教授たちの1人の下で——緊張を強いられ、あたかも、自分の仕事机できわめて難解な問題に取り組まなければならなかったかのようにとても疲れてしまいました！

ここまで貴女に私の旅行についての簡単な報告を書きましたが、私にとってもとても何が重要であったのか、そのことについては、この手紙でまだ触れておりません。すなわち、貴女の家での滞在を振り返って見ることです⁽²⁾。私たち、つまり、妻と小生とがいかに喜びと感謝の気持ちをもってその滞在のことを思い出していることか、決して十分に貴女にお伝えすることができません。貴家での滞在は、私たちの旅行において忘れるこ

1 イェーリング書簡集(4) (ゲッティンゲン時代：1872-92年②)

とのできないクライマックスとなっています。貴女のご好意のお蔭で、私たちはウィーンでとても家庭的に居心地良く過ごしました。それ以上にくつろぎ、心躍ることはまず考えられ得ないような家庭的な居心地の良さでした。ウィーンでの多くの人たちとの休みなくせわしないつき合いが私に及ぼした緊張と心身の消耗とは、私たちが貴家で一緒に快適な時間を過ごしているうちに解消していきました。こうして過ごした時間によって、私はいつもあらためて活力と元気を取り戻し、疲労困憊することなく社交上の喜びとつき合いに堪えられたのです。しかし、私がとくに嬉しかったのは、この機会に貴女の尊敬すべきとても大切な母君と知り合いになれたことです——今では私は、フォン・リトロ夫人とフォン・ラング夫人、娘さんと孫娘さんがこのご夫人なくしては、今現在の貴女方のように成長されなかったであろうと思っています。貴女の娘さんのところを訪ねたのは短時間でしたが、それでも私には十分に次のことが伝わってきました。すなわち、2つの特性の統合というものは、頻繁に誰にでも見受けられるものではありませんが、貴方にはいつもそれが見られることに私は感嘆してきました——簡単に次のように言うことをお許しください、つまり、精神の統合が、洗練された教養欲求と実적인賢慮・思慮深さとの統合が——娘さんにも同じく見られるということです。私は、貴女の娘さんから新しいイメージを得、私がこれまで気づかなかった彼女の一面を知るようになりました。

終わりにもう1度、私たちの愛すべき、優雅なウィーンの女主人にイェーリング夫婦から心からの感謝と、貴女のご家族皆様と愛すべきお嬢さんのファニーとに心からのご挨拶をお送りします。

変わらぬ心からの愛着を込めて

貴女の

R. v. イェーリング拝

〔訳注〕

- (1) 19世紀後半、イタリアは複数の国が単一通貨を共有することに同意する「通貨同盟」に加盟しており、イタリア・リラ通貨は当時のフランス共和国の法定通貨「フラン」と同価値のものでされていた。したがって、イェーリングはフランス・フランで支払ったものと推測される。
- (2) イェーリングは、1884年3月12日ウィーン法律家協会において「権利感覚の発生について」と題する講演を行っており、それはこのイタリア旅行に出る途中に行われたウィーン講演であった。その際、アウグステ・フォン・リトロウ＝ビショフ夫人のところを訪ねたと考えられる。ちなみに12年前の1872年3月11日同法律家協会において、イェーリングは有名な「権利のための闘争」をウィーンとの別離講演として行っている。前者の講演については、平田訳「権利感覚の発生について」、『岡大法学会雑誌』第60巻第2号所収、後者については同じく平田訳「権利のための闘争」、『岡大法学会雑誌』第56巻第2号所収を参照されたい。